

北海道過疎地域持続的発展方針

令和 3 年度～令和 7 年度

北 海 道

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| ○ はじめに | 1 |
| 1 基本的な事項 | 3 |
| (1) 過疎地域の現状と課題 | 3 |
| (2) 過疎地域の持続的発展に関する基本的な方向 | 6 |
| (3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 | 7 |
| 2 施策に関する事項 | 10 |
| (1) 移住・定住の促進、地域間交流の促進、人材の育成 | 10 |
| ① 移住・定住の促進 | 11 |
| ② 関係人口の創出 | 11 |
| ③ 地域間交流の促進 | 11 |
| ④ 人材の育成・確保 | 12 |
| (2) 産業の振興 | 13 |
| ① 農林水産業の振興 | 14 |
| ② 地場産業の振興 | 17 |
| ③ 企業の誘致対策 | 18 |
| ④ 起業の促進 | 18 |
| ⑤ 商業の振興 | 19 |
| ⑥ 観光の振興 | 19 |
| ⑦ 情報通信産業の振興 | 20 |
| ⑧ 港湾施設の充実 | 20 |
| (3) 地域における情報化 | 22 |
| ① 地域における情報化 | 22 |
| (4) 交通施設の整備、交通手段の確保 | 24 |
| ① 道路の整備 | 24 |
| ② 農道、林道及び漁港関連道の整備 | 25 |
| ③ 多様な交通確保対策 | 26 |
| (5) 生活環境の整備 | 27 |
| ① 水道、下水道処理施設等の整備 | 27 |
| ② 消防施設及び救急業務の充実 | 28 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 | 29 |
| ① 子育て環境の確保を図るための対策 | 29 |
| ② 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策 | 30 |
| ③ 障がいのある人の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策 | 31 |
| (7) 医療の確保 | 32 |
| ① 医療提供体制の整備 | 32 |
| ② 医師の地域偏在対策 | 33 |
| ③ へき地医療対策 | 33 |
| (8) 教育の振興 | 34 |
| ① 小・中学校の教育施設等の整備 | 34 |
| ② 地域創生の視点を踏まえた特色ある高校づくり | 34 |
| ③ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備 | 35 |
| (9) 集落の整備 | 36 |
| ① 集落整備の対策 | 36 |
| (10) 地域文化の振興等 | 37 |
| ① 地域文化の振興等に係る施設の整備等 | 37 |
| (11) 再生可能エネルギーの利用の促進（「ゼロカーボン北海道」の実現） | 38 |
| ① 再生可能エネルギーの利用の促進（「ゼロカーボン北海道」の実現） | 38 |
| ○ 資料 | 40 |

はじめに

1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行

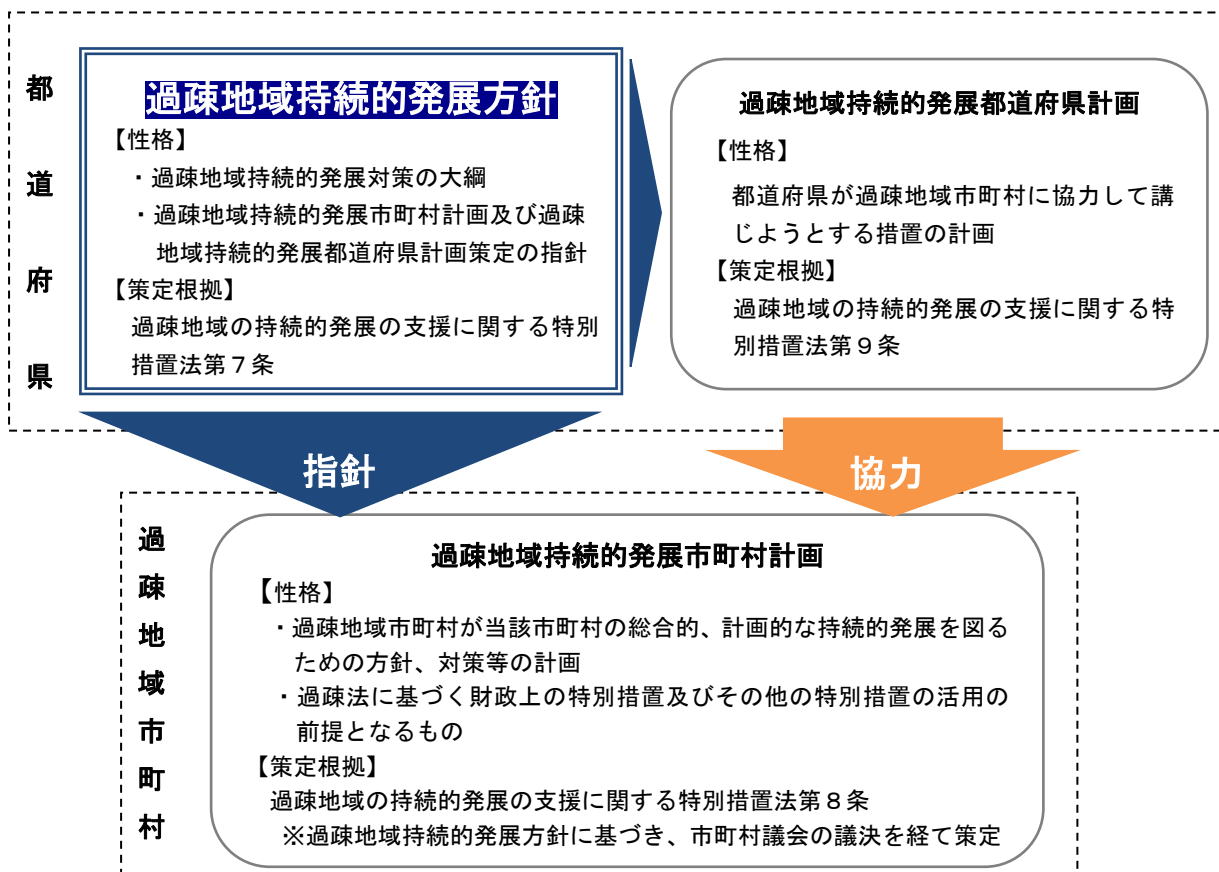
過疎地域対策については、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法が 10 年間の時限立法として制定されて以来、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）に至るまで、約 50 年にわたり特別措置が講じられてきました。

しかし、過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、基幹産業である農林水産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能の低下など、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、令和 3 年 4 月、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）が施行されました。

2 北海道過疎地域持続的発展方針策定の趣旨

「北海道過疎地域持続的発展支援方針」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 7 条の規定に基づき、道の過疎地域における持続的発展に資する対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針として策定するものです。なお、この方針は、持続可能な地域づくりを目指すものであり、SDGs の理念と合致するものです。

方針と計画の性格と相互の関係



3 北海道過疎地域持続的発展方針の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年間

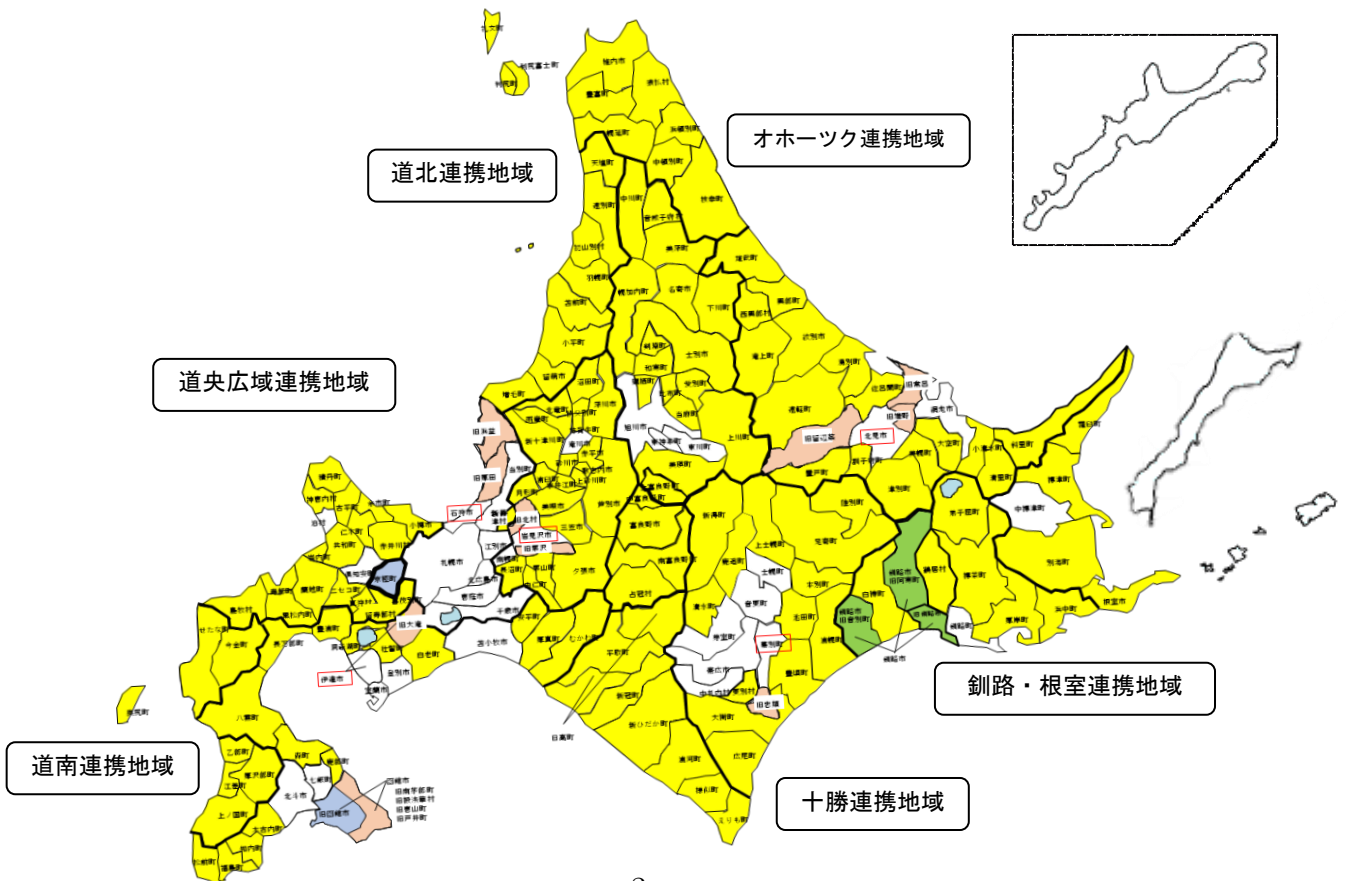
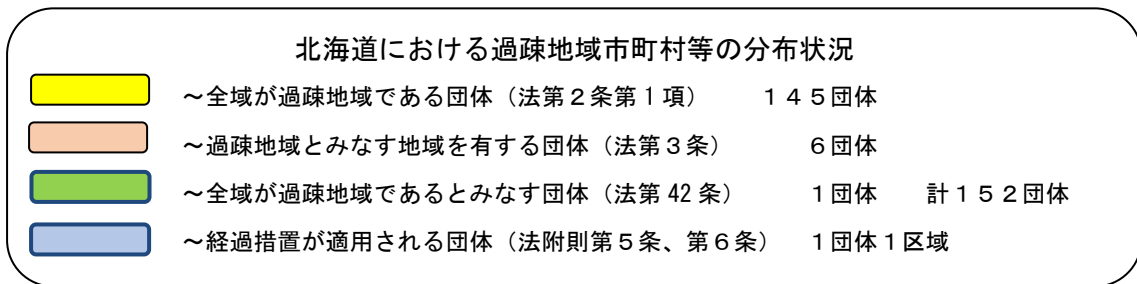
4 推進管理体制

この方針に定める過疎地域の持続的発展に関する対策については、全庁横断的に組織する「地域政策推進会議」を中心に、過疎対策に関する協議や調整、別に定める北海道過疎地域持続的発展計画に関する実績把握など、適切な推進管理に努めます。

5 過疎地域の分布状況

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき公示された本道における過疎市町村の数は、令和4年4月1日現在、152団体（市：22団体、町：117団体、村：13団体）となっており、札幌市を中心とする道央の地域や旭川市、帯広市とその周辺地域などを除き、道内に広く分布しています。

また、法附則第5条及び第6条の規定に基づき公示された経過措置が適用される市町村等の数は、令和4年4月1日現在、1団体（1町）1区域となっています。



1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題

ア 概況

本道における過疎地域は、面積が広大であり、人口密度が低いものの、豊かな自然環境に恵まれ、それぞれの地域において固有の歴史や文化などを育んできています。

しかしながら、若年層を中心とする都市部への人口の流出や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足などを背景として、地域社会の活力の低下が懸念される状況にあります。

◇ 本道の全市町村数に占める過疎地域市町村数の割合は 84.9%となっており、全国の全市町村数に占める過疎地域市町村数の割合（51.5%）を大きく上回っています。

◇ 本道の総人口に占める過疎地域市町村の人口の割合は 24.1%、本道の総面積に占める過疎地域市町村の面積の割合は 80.6%となっており、また、人口密度は 18.8 人と、全道平均の 62.6 人と比較して3分の1以下となっています。

◇ 本道の過疎地域市町村における財政力指数（平成 30 年度～令和 2 年度の平均）は 0.23 となっており、全道平均の 0.28 を下回り、財政基盤が脆弱であることを示しています。

市町村数、人口、面積等の概況

| 区 分 | 市町村数 | | 人口(R2 国勢調査) | | 面積(R2 国土地理院調) | | 人口密度 人口/面積(人) | |
|-----|---------|-------|-------------|---------|--------------------|---------|------------------|-------|
| | (団体) | 割合 | (千人) | 割合 | (km ²) | 割合 | | |
| 全道 | 過 疎 地 域 | 152 | 84.9 | 1,262 | 24.1 | 67,247 | 80.6 | 18.8 |
| | 全 市 町 村 | 179 | — | 5,225 | — | 83,424 | — | 62.6 |
| 全国 | 過 疎 地 域 | 885 | 51.5 | 11,691 | 9.3 | 238,956 | 63.2 | 48.9 |
| | 全 市 町 村 | 1,718 | — | 126,146 | — | 377,976 | — | 333.7 |

注1) 市町村数は、令和4年4月1日現在の団体数を示す。

注2) 人口密度は、国勢調査の対象から除外された地域の面積を除いて算出

注3) 割合は、全市町村に占める過疎地域市町村の割合（%）を示す。

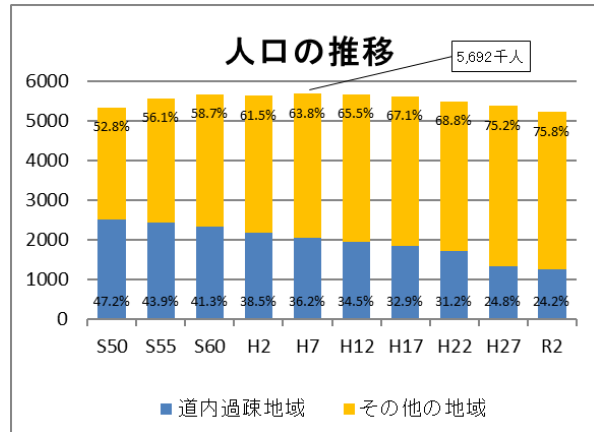
イ 人口の動向

本道の過疎地域における人口の動向は、昭和 30 年代後半における経済の高度成長に伴う都市部への人口流出、産業基盤・社会生活基盤の整備の遅れなど全国的な共通要因のほか、エネルギー事情の変化に伴う石炭鉱業の構造調整や日本海漁業の不振、戦後開拓入殖者の離農などを背景に昭和 50 年まで著しい減少となっており、その後、社会経済情勢の変化に伴い、一時的に鈍化傾向にあったものの、昭和 50 年以降、減少傾向にあります。

(資料1)

【単位：千人】

◇ 昭和50年から令和2年までの間における人口の推移をみると、全道の総人口は平成7年をピークに減少傾向に転じ、過疎地域では減少傾向を示しています。(資料1参照)

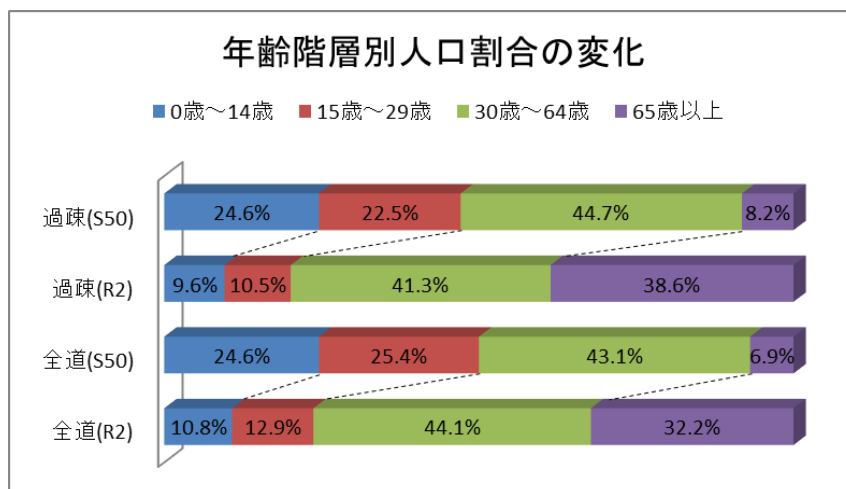
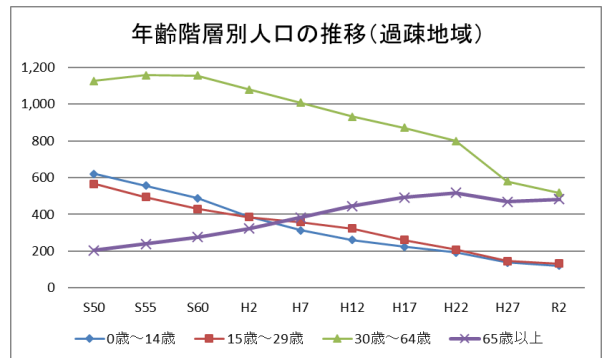


◇ 全道の総人口に占める過疎地域人口の割合は、昭和50年では47.2%であったのに対し、令和2年では24.2%と大幅に低下しており、過疎地域から札幌圏など都市部への人口流出の傾向を示しています。(資料1参照)

(資料2)

【単位：千人】

◇ 過疎地域における年齢階層別人口の推移をみると、29歳以下の人口が著しく減少しているのに対し、65歳以上の人口では引き続き増加の傾向を示しているなど、全体に占める高齢者の割合が、近年、急速に高くなっており、高齢化の進行と若年者の流出などによる年齢構成の偏りが顕著になっています。(資料2及び3参照)



ウ 就業者数の動向

本道の過疎地域における就業者数は、総人口の減少に伴って減少傾向にあり、後継者不足や就業者の高齢化などを背景に、特に第一次産業就業人口の減少が顕著になっ

ています。(資料4参照)

◇ 第一次産業は、昭和50年から令和2年までの間に農業就業者が5分の1以下にまで大幅に減少していますが、令和2年における産業別就業人口の構成比を全道と比較するとおよそ2倍となっています。

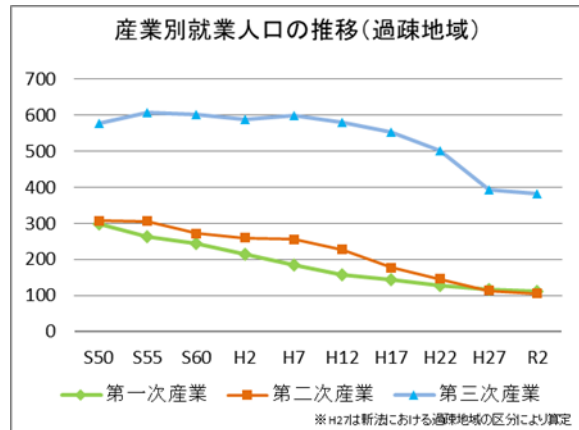
◇ 第二次産業は、鉱業就業者が大幅に減少しており、建設業及び製造業では、昭和50年以降、ほぼ横ばいで推移しています。

◇ 第三次産業は、昭和50年以降、ほぼ横ばいで推移していますが、第一次産業就業人口の大幅な減少に伴い、全体に占める第三次産業就業人口の割合が高くなっています。(資料4及び6参照)

(資料6)

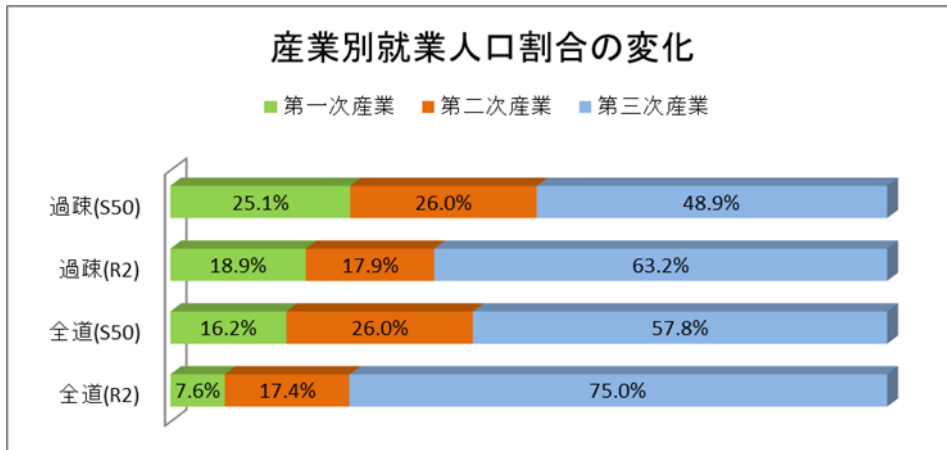
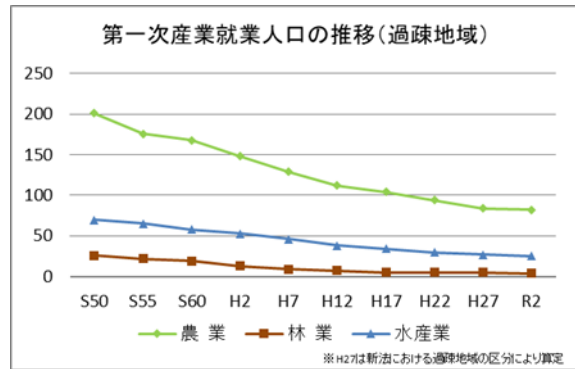
(資料4)

【単位：千人】



(資料5)

【単位：千人】



エ 過疎対策の成果

過疎対策については、これまで累次にわたる特別措置法に基づき、過疎対策事業債の発行や国庫補助率の嵩上げなどの国の支援を受けながら、道、市町村が一体となって、産業の振興、交通・情報通信、生活環境・福祉等の施設整備、無医地区の縮減、教育機会の確保などの各分野において、過疎地域の活性化や自立促進を図るとともに、住民福祉の向上、雇用増大、地域間格差の是正に向けて総合的・計画的な対策を講じてきたところであり、本道の過疎地域においては、道路や生活環境施設等の公共施設の整備が着

実に進むとともに、地域が抱える様々な課題の解消に向けた取組が進められています。

しかしながら、こうした取組によってもなお、人口減少の拡大や高齢者比率の上昇、若年者比率の低下が止まらず、道内特有の広域分散型の地域構造と相まって、地域の担い手不足や経済活動の停滞、医療提供サービスや地域交通、集落機能の低下など、幅広い分野において様々な課題が深刻化しています。

このため、今後も引き続き過疎対策を講ずる必要がありますが、その推進に当たっては、過去に建設した公共施設の老朽化や人口減少等による利用需要の変化が見込まれることから、既存施設の有効活用や更新・統廃合等、計画的に推進するとともに、地域を支える人材の確保・育成など、ソフト対策事業の充実を図る必要があります。

<過疎対策事業 実績額>

| | |
|-----------------|---------------------|
| ○ 過疎地域対策緊急措置法 | (昭和 45 年度～昭和 54 年度) |
| 道 分 | 6, 280 億円 |
| 市町村分 | 7, 430 億円 |
| 合 計 | 1 兆 3, 710 億円 |
| ○ 過疎地域振興特別措置法 | (昭和 55 年度～平成 元年度) |
| 道 分 | 1 兆 3, 530 億円 |
| 市町村分 | 1 兆 4, 830 億円 |
| 合 計 | 2 兆 8, 360 億円 |
| ○ 過疎地域活性化特別措置法 | (平成 2 年度～平成 11 年度) |
| 道 分 | 2 兆 3, 440 億円 |
| 市町村分 | 2 兆 8, 930 億円 |
| 合 計 | 5 兆 2, 370 億円 |
| ○ 過疎地域自立促進特別措置法 | (平成 12 年度～令和 2 年度) |
| 道 分 | 3 兆 5, 274 億円 |
| 市町村分 | 5 兆 470 億円 |
| 合 計 | 8 兆 5, 744 億円 |

(出典) 総務省調査を基に北海道総合政策部が作成

(2) 過疎地域の持続的発展に関する基本的な方向

本道の強みを生かし、安全・安心な暮らしの確保と多様な主体の参画による個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会の構築

本道の多くの過疎地域においては、依然として若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など、多くの課題を抱えています。また、地震や集中豪雨、土砂災害による甚大な被害が頻発しているほか、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大が、道民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしています。

一方、私たちの暮らしや産業活動には、自然から様々な便益（生態系サービス）がもたらされていますが、とりわけ本道においては、国内有数の生産量を誇る農水産物、清浄な水と空気、四季の変化が鮮明な気候、雄大な自然や美しい景観をはじめ、国土の森林面積の22%を占める森林は、国土保全や地球温暖化防止などの面で貴重な役割を担っており、環境負荷の少ないクリーンエネルギーなど多様な資源を有効に活用し、再生可能エネルギーの開発導入により、持続可能な地域社会を構築する大きな潜在力と可能性を持っています。

さらに、地域固有の文化である縄文遺跡群や、アイヌ文化の多彩な魅力に触れることができるウポポイ（民族共生象徴空間）など、道内の多様な地域資源の有効活用も重要となっています。

こうした過疎地域の公益的、多面的機能を一層発揮し、今後の過疎地域の暮らしを持続的に発展していくためには、これまでの過疎対策の継続はもとより、北海道総合計画や北海道創生総合戦略などとの整合性を図り、地域資源を持続可能な形で活用しながら、基幹産業の整備や生活環境の基盤整備をはじめ、身近な生活交通の確保、集落の維持・活性化対策、人材育成・確保への支援など様々な支援策を推進します。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策の長期化と、それに伴う価値観などの変化に伴い、広域分散型の地域構造や、「疎」「寒さ」といった特性を強みに転換するなど、「新北海道スタイル」の実践のもと、関係人口の創出に向けた「北海道型ワーケーション」の推進をはじめ、デジタル技術や「北海道 Society5.0」の実現に向けた未来技術を活用した取組、SDGs達成に向けた取組、地域経済の好循環への取組や担い手・働く場所の確保など、新たな過疎対策の視点も加え、行政・地域コミュニティ・NPO・企業など、多様な主体の協働・連携により、道内過疎地域が持つ価値や役割を生かして持続的に発展していけるよう様々な施策を総合的に進めます。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

本道は、広大な土地に、都市や人口が偏在する「広域分散型」の地域構造で、自然環境、気候風土や歴史文化、産業構造などが異なる特色ある地域からなっています。

こうした地域においては、経済社会状況の変化により、中心市街地の衰退や地域活力の低下、産業の低迷などが生じている地域があり、また、地方財政が一層厳しさを増すなど、様々な課題を抱えています。

このような状況の下で、地域の活力を維持し持続可能な地域社会を実現していくためには、農林水産業など基幹産業の安定的な展開や、農林水産業と製造業や観光産業などの広域的な連携による力強い地域経済の構築、日常生活に必要なサービスや、医療、教育などの提供、交通や情報ネットワークの整備による交流や物流の利便性の向上など、地域に根ざした施策を展開することが必要です。

こうしたことから、北海道総合計画では、人口規模が一定以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な都市機能をもつ札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市を「中核都市」と位置づけ、これらの中核都市を拠点とする、道央、道南、

道北、オホーツク、十勝及び釧路・根室圏の6つの計画推進上のエリアを「連携地域」として設定し、それぞれの連携地域において、「連携地域別政策展開方針」を策定、地域に根ざした政策を展開しています。

過疎地域の持続的発展に資する対策についても、これらの施策との整合を図り、道と市町村とが連携、協働し、広域的な視点からの効果的な取組が展開できるよう、各分野における広域計画や各施策相互間の有機的関連に配慮するとともに、地域の特色や発展の可能性を生かし、地域の活力を高め、安心して生活できる地域づくりを進めます。

ア 道央広域連携地域

連携地域市町村の80.0%に当たる56市町村が過疎地域、1町は経過措置が適用となっており、札幌市とその周辺や太平洋沿岸地域の一部などを除き、旧産炭地域や日本海沿岸地域、内陸の稲作地域を中心に広く分布しています。

主な施策の展開方向

- 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりの推進
- 豊かな自然環境と調和した持続可能な社会の構築
- 地域の特色を活かした多種多様な農林水産業の展開
- 本道経済をリードする産業の活性化
- 多彩な地域資源を活用した観光の振興
- 地域固有の文化や歴史の継承・活用
- 交通基盤整備の促進

イ 道南連携地域

連携地域内市町の88.9%に当たる16市町が過疎地域、1区域は経過措置が適用となっており、一部を除くほぼ全域に分布しています。

主な施策の展開方向

- 北海道新幹線の札幌開業やポストコロナを見据えた交流・定住の促進
- 「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組の推進
- 持続可能な農林水産業の確立
- 安心して暮らせる地域社会の維持
- 地域経済の活性化と雇用の創出
- 縄文遺跡群を活かした地域振興

ウ 道北連携地域

連携地域市町村の92.7%に当たる38市町村が過疎地域となっており、中核となる旭川市とその周辺を除き、圏域全体に分布しています。

主な施策の展開方向

- 地域特性を活かした産業振興
- 多様な魅力あふれる観光の振興
- 豊かな自然環境と調和した、安全・安心な地域づくり
- 離島地域の振興
- 生活や産業を支える交通・情報ネットワークの形成

エ オホーツク連携地域

連携地域市町村の94.4%に当たる17市町村が過疎地域となっており、網走市などを除き、圏域全体に分布しており、6連携地域の中では最も高い比率となっています。

主な施策の展開方向

- オホーツクイメージの効果的な発信
- 農林水産業の強化
- 豊富な農水産物を活かした食関連産業の振興
- 特色ある豊かな資源を活かした観光の展開
- 人と自然が共生できる環境重視型社会の形成
- オホーツクの特性を活かした文化・スポーツの振興
- 安心して暮らせる地域社会の形成
- 暮らしや産業を支える交通ネットワークの形成
- オホーツク地域への人口定着の推進

オ 十勝連携地域

連携地域内市町村の73.7%に当たる14市町村が過疎地域となっており、6連携地域の中では最も低い比率となっています。

主な施策の展開方向

- たくましく力強い農林水産業の展開
- 創造性あふれる産業の推進
- 地域資源を活かした観光振興と交流推進
- 地球環境に配慮した地域の脱炭素化の推進と未来技術を活かした地域づくり
- 生命（いのち）と暮らしを守り、安全・安心にいきいき暮らせる地域社会の形成

カ 釧路・根室連携地域

連携地域市町村の84.6%に当たる11市町村が過疎地域となっており、中標津町などを除き、圏域全体に分布しています。

主な施策の展開方向

- 基幹産業である農林水産業の持続的な成長
- 農林水産資源などを活かした地域産業の振興
- 世界遺産や国立・国定公園などの地域資源を活かした交流・関係人口の創出・拡大
- 豊かな自然環境を次世代に残す環境負荷を最小限に抑えた持続可能な社会の構築
- 災害に強く安心して暮らせる心豊かなまちづくりの推進
- 北方領土問題の解決に向けた世論啓発・環境整備
- 暮らしや産業を支える交通・情報ネットワークの形成

2 施策に関する事項

(1) 移住・定住及び地域間交流の促進、人材の育成

○ 現状と課題

全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が急速に進行する本道においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う首都圏の人々の地方移住等への関心の高まりを踏まえ、「広域分散型の地域構造」や「疎」という特性も新たな価値として、人々のニーズを的確に捉え、本道の魅力発信を強化し、北海道への人の流れをつくることはもとより、地域との継続的なつながりを深める取組などをより一層推進していくことが重要になっています。

現 状 と 課 題

【移住・定住の促進】

- 人口減少と高齢化の急速な進行

【関係人口の創出】

- 北海道との継続的な関わり・つながりの構築

【地域間交流の促進】

- 価値観の変化やライフスタイルの多様化への対応

【人材の育成】

- 地域の産業を支える担い手の不足

○ 今後の方針

U・Iターンなどの移住・定住促進を図るとともに、新たに関係人口の創出・拡大を図り、首都圏等と地域との継続的なつながりを持つ取組を進めるなど、道内への人の流れをつくります。

過疎地域の自然・文化・歴史・景観といった優れた地域資源を生かし、ゆとりある生活への欲求、自然環境への関心等、都市住民のニーズに応えるため、都市等との地域間交流の促進を図ります。

農林水産業、ものづくり産業、IT産業などを支える人材の育成・確保を図るため、各業種の役割や魅力の発信、研修の実施などを通じ、新規参入の促進や受入環境の整備を図ります。

また、自然とふれあう都市と農山漁村との交流、スポーツ・イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流、さらには自分にあったスタイルで北海道の生活を体験できる「ちょっと暮らし」など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大します。

① 移住・定住の促進

移住・定住やU・Iターンなどの施策を推進し、道内への人の流れを作るため、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴う首都圏の人々の意識や行動の変容による地方移住への関心の高まりを捉え、本道の持つ様々な魅力や優位性をこれまで以上に積極的に発信していきます。

主 な 施 策

- 北海道のワンストップ相談窓口である「ふるさと移住定住推進センター」における移住情報の一元的な発信
- 対面やオンラインによる移住相談の実施
- 本道の移住促進に向けたオンラインセミナー等の開催
- 地域おこし協力隊に係る研修会の実施や市町村の取組支援

② 関係人口の創出

地域の活力を維持・発展させるためには、地域に住む人々だけでなく、居住していない地域外の人々に対しても、地域の担い手としての活躍を促し、多様な形で関わる「関係人口」を地域の力にしていけることが重要です。

道では、「北海道らしい関係人口」として、「北海道を巣立った方はもとより、北海道との関わりを楽しむ道外の北海道ファン、移住・定住には至らずとも地域や地域の人々と多様に関わり、地域づくりの担い手となりうる方」まで幅広く捉え、北海道との継続的な関わり・つながりの構築を図っていきます。

主 な 施 策

- 首都圏等の住民に対し、北海道との関わりのかきかけを提供
- 道内各地域で活躍する人や移住者の北海道の暮らしや仕事等の情報を交流イベント等で発信
- 北海道の魅力を活かした特色ある北海道型ワーケーションの実施

③ 地域間交流の促進

時代の変化とともに「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいなど価値観の変化や、それに伴うライフスタイルの多様化が進み、都市では体験できない感動が得られる空間として、地域の自然と人々の営みによって長い時間をかけて醸成されてきた農山漁村の価値が見直されつつあります。

また、都市圏では、環境に恵まれた地方への移住・交流などへの関心が高まっており、一部には、都市住民が中心となって農山漁村の保全に取り組むといった動きも見られるようになっていきます。

このため、自然とふれあう都市と農山漁村との交流、スポーツ・イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流、さらには自分にあったスタイルで北海道の生活を体験できる「ちょっと暮らし」など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大します。

主 な 施 策

- グリーン・ツーリズムやマリン・ツーリズム、子ども農山漁村交流プロジェクトの推進などによる都市と農山漁村との交流の促進
- 本道の特色を生かしたアウトドア活動の振興や北海道遺産の活用など参加・体験型や滞在・拠点型観光を通じた交流の促進
- 芸術、音楽、舞踏、演劇などの文化交流や文化団体、文化施設などのネットワークづくりの促進
- 農林水産業や農山漁村についての総合的なPR活動の展開
- 青函経済文化圏の形成をめざす青函交流の推進

④ 人材の育成・確保

農林水産業の担い手となる多様な人材が定着し活躍できるよう、家族経営などの担い手の経営体質の強化や法人組織経営体の育成・発展などを図るとともに、新規就業者の確保・育成や地域のリーダーとなる担い手の育成、誰もが働きやすい環境づくりや多様な人材の受入れなど、地域産業を支える人材が活躍し、快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進します。

また、産業振興施策との連携により、近年の雇用・就業形態の変化等に対応したハローートレーニング（公的職業訓練の愛称）をはじめとする多様な職業能力開発に取り組むほか、道立高等技術専門学院（MONOテク）では在職者や離職者などに向けた訓練について 必要な見直しを進め、人材ニーズや産業などの社会の構造的な変化に対応した職業訓練を実施します。

さらに、将来の地域社会を担う子どもたちが、地理的な特性や学校の環境等を越え、等しく教育を受ける機会を確保できるよう、ICTを活用した遠隔授業や遠隔交流を推進するとともに、学校と家庭、地域等が連携・協力しながら、児童生徒が地域を理解したり、地域課題の解決に向けて探究的に学ぶ活動を通じて、ふるさとに根付く子どもを育む取組を推進します。

主 な 施 策

【農林水産業】

- 新規就業者の確保と育成の促進
- 技術や知識の習得に関する研修の充実
- 就労環境の整備、地域への定着促進

【経済・産業】

- 産業振興施策と連携した多様な能力開発の推進
- 人材ニーズや産業などの社会の構造的な変化に対応した職業訓練の推進
- 地域産業の担い手の確保・育成に向けた取組の推進

【教育】

- ICTを活用した遠隔授業や遠隔交流の推進
- 学校と家庭、地域等が連携・協働した取組の推進

(2) 産業の振興

○ 現状と課題

本道は、豊富な農林水産資源や観光資源を活かした1次産業や3次産業で強みを有しており、近年では、ものづくり分野での裾野が広い自動車産業の集積が進みつつあるものの、依然として従来型の公共投資をはじめとする公的需要への依存度が高いこと、全国に比べて産業全体に占める製造業の比率が低く、とりわけ我が国経済の発展を支えてきた加工組立型工業の割合が低いこと、また、域際収支は移輸入が移輸出を上回る入超の状態が続いていること、などの経済産業の構造的な課題があります。

また、全国を上回るスピードで人口減少が進む中、地域産業の担い手不足や生産・消費の縮小といった影響が懸念されることから、本道経済の持続的発展に向け、道産食品の輸出拡大、外国人観光客の誘致、企業の生産性向上などに取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、飲食業や観光業、運輸業を中心に幅広い業種で大きな影響を受け、本道経済は大変厳しい状況となっています。

現 状 と 課 題

【農林水産業】

- 人口減少や高齢化の進行による生産基盤の脆弱化への懸念
- 担い手の高齢化、将来の不透明感や不安感による次世代の担い手不足
- 経営の体質強化と安定・発展
- 農林水産業や観光など地域産業の発展による所得と雇用の維持・拡大

【地場産業】

- 人口減少に伴う人手不足や企業の後継者難、消費減退
- 中小・小規模企業が多く経営基盤が脆弱

【観光】

- 災害等や国際情勢による影響の縮小化
- モノ消費からコト消費の流れへの対応
- ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた新たな旅行スタイルの定着

イ 今後の方針

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、金融支援や事業再生・事業承継への支援、さらには雇用維持・離職者対策など足下対策に取り組むとともに、本道の基幹産業である食や観光産業の新たな視点での活性化、急速に進展するデジタル化への対応、省エネ・新エネの促進による2050年ゼロカーボンへの貢献など、豊かな自然環境や食資源、豊富な新エネルギーのポテンシャルといった本道の優位性を活かし、感染症による社会経済の変化で生じる新たな需要を取り込み、本道経済の活性化を図ります。

① 農林水産業の振興

ア 農業

本道の農業・農村は、安全・安心で良質な食料を安定的に生産・供給する我が国最大の食料供給地域であるとともに、食品加工や観光などの地域産業と強く結び付き、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を担っています。

しかしながら、農村人口の減少や高齢化の進行により、生産基盤の脆弱化や地域コミュニティの活力低下が懸念されるなど厳しい状況に直面しています。

こうした中、農業生産基盤や食料等の安定生産体制の整備、ブランド力の強化などを着実に推進して生産力と競争力を高め、持続可能で生産性が高い農業を、国内外の需要を取り込みながら展開する必要があります。

主 な 施 策

【持続可能で生産性が高い農業・農村の確立】

- 生産基盤の強化
- 安全・安心な食料の安定生産の確保
- 環境と調和した農業の推進

【国内外の需要を取り込む農業・農村の確立】

- 国内外の食市場への販路の拡大
- 地域資源を活かした新たな価値の創出

【多様な人材が活躍する農業・農村の確立】

- 農業経営体の安定・発展
- 農業経営を担う人材の確保・定着
- 地域で経営体を支える組織の育成・強化
- 地域農業を支える多様な人材の活躍
- 快適で安心して暮らせる生活の場づくり

【道民の理解に支えられる農業・農村の確立】

- 愛食運動の総合的な展開
- 地域住民が一体となって創る活力ある農村
- 道民コンセンサスの形成

イ 林業

本道の森林は我が国の森林面積の約 22%を占め、国内で最も森林資源に恵まれた地域です。森林は国土の保全や水源の涵養、生活環境の保全などの多面的な機能を有しており、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球規模の環境問題に対しても大きな役割を果たしています。

一方、道内のカラマツやトドマツなどの人工林資源が本格的な利用期を迎えており、建築資材はもとより、土木資材や木質バイオマス燃料など、様々な分野での利用が広がっています。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化から、減少した木材需要の回復の見通しが不透明な中、森林資源の循環利用を継続するため、道産木材の需要促進が必要であり、社会情勢の変化や生活様式の変容により、森林・林業・木材産業における新たなニーズへの対応が必要となっています。

さらに、計画的な伐採と着実な植林、適切な間伐等の推進、産出された木材の利用促進により森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業を成長産業として一層発展させていくことが重要です。

また、道では、子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組である木育を道民運動として推進しており、今後も木育を通じた森林づくりや木材利用に対する理解を深めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、発揮すべき機能に応じて森林を区分し、適切な森林管理のもと地域の特性に応じた森林の整備及び保全を進めるとともに、森林資源の循環利用を進めることにより、持続的で健全な林業及び木材産業等の振興を図ります。

また、道民との協働による森林づくりに向けて、木育の理念を基本とした森林づくりや木材利用に対する道民の理解及び参加・協力を進めます。

主 な 施 策

【適切な森林管理のもと地域の特性に応じた森林づくり】

- 間伐や伐採後の確実な更新などによる多様で健全な森林の整備
- 山地災害防止機能などの増進、水資源や生物多様性の保全に向けた森林の整備・保全

【森林資源の循環利用の推進による林業・木材産業の振興】

- 施業の低コスト化に向けた作業システムの確立
- 地域の森林づくりを担う人材の育成
- 公共建築物や住宅など多様な分野での道産木材の有効利用促進
- 木質バイオマスの熱や発電などエネルギー利用の促進
- 品質や産地の明確な木製品の安定供給と市場の拡大

【木育の理念を基本とした道民との協働による森林づくりの展開】

- 木育を通じた森林づくりや木材利用に対する理解の促進
- 植樹・育樹祭など森林や木材とふれあう機会の充実
- 道民や企業による自発的な森林づくり活動の支援

ウ 水産業

本道の水産業は地域経済を支える基幹産業であり、国内漁業生産量の約4分の1を生産していますが、近年は資源の低下などにより漁獲量が減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による外食需要の減退などを背景に生産額が減少しています。また、漁業就業者の高齢化や減少に加え、日本海地域の漁業生産の低迷など地域間格差の拡大、操業経費の増大など、本道漁業者の経営は総じて厳しい状況で推移しています。

このような状況を踏まえ、漁業生産の回復に向けて、主要魚種の生産回復のほか、国内外に向けて安全・安心な水産物を安定して供給していくため、厳しい環境にある日本海地域をはじめとして資源状況の改善及び持続的利用、漁業経営体とその後継者の育成・確保と漁業経営の安定、厳しい経営環境や社会情勢への対応が可能な強い漁業経営への転換、水域等の環境保全と漁港・漁村の整備を推進するとともに、食育や水産業、漁村に対する道民理解の促進を図ります。

主 な 施 策

【漁業資源の維持増大と栽培漁業の推進】

- 水産資源の適切な管理及び秩序ある利用
- 栽培漁業の推進

【漁業経営体の育成・確保と漁業経営の安定】

- 担い手の育成確保や女性・高齢者の活動の促進
- 安定的な水産業経営の育成
- 協同組合組織の経営の安定

【安全で安心な水産物の供給と国内外での競争力の強化】

- 安全かつ良質な水産物の安定的な供給
- 水産物の競争力の強化

【水域等の環境保全と漁港・漁村の整備の推進】

- 水産資源の生育環境の保全及びその体制整備
- 環境と調和した水産業の展開
- 快適で住みよい漁村の構築
- 活力ある漁村の構築

【食育や水産業・漁村に対する道民理解の促進】

- 道民理解の促進
- 水産業の振興に関する技術の向上

② 地場産業の振興

本道の地場産業は、食料品製造業などの地方資源型工業を中心に、地域の経済や雇用に大きな役割を果たしていますが、地場産業を形成する地域中小企業等を取り巻く経済社会環境は、人口減少に伴う人手不足や企業の後継者難、消費の減退に加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、厳しい状況に置かれています。

また、地域においては中小・小規模企業の割合が高く、総じて経営基盤が脆弱であるほか、製造業の付加価値生産性も全国と比べて低いことから、経営体質の強化や生産性の向上、技術力の強化など、経済社会環境の変化に対応した積極的な取り組みが求められています。

このため、ニーズに応じた金融支援などにより企業の経営力強化を図るとともに、地域の産業支援機関などと連携し、一次産業のICT化やAI・IoTの導入に向けた研究開発の支援、企業のデジタル化対応、さらにはエネルギーの地産地消の取組の促進など、新たな社会経済の変化への対応力強化とそれを支える人材の育成・確保に取り組み、地場産業の振興を図ります。

主 な 施 策

【ものづくり産業の振興】

- 北海道立総合研究機構、工業技術センター、地域食品加工技術センターや地域の産業支援機関による試験研究、開発支援、技術指導
- 地域産業のIT化による競争力の強化と道内IT企業の振興
- AI・IoT・ロボットの活用や生産管理、品質管理に関する研修会などによる道内ものづくり企業の技術力強化
- 経済波及効果の高い自動車関連産業や成長可能性の高い健康長寿分野、本道が優位性を持つ食関連産業への参入促進
- 女性・若年者のものづくり産業への参画に向けた理解の促進
- 食クラスター活動の発展による高付加価値化に向けた取組や専門家のアドバイス、テスト販売やマッチングなどを通じた食品製造業の振興

【社会ニーズ等に対応した産業の創造】

- リサイクル製品等の事業化に向けた研究事業等に対する支援
- 道独自の食品機能性表示制度を活用した商品開発や販売促進
- 市場の成長が期待される新規海外市場への進出支援
- 道内各地域のバイオ資源の活用、新事業等の創出支援

【中小・小規模企業の育成・強化】

- 北海道中小企業新応援ファンドを活用した地域資源の活用や農商工連携による多様な新事業展開の支援
- 成長が期待される分野への進出など経済環境の変化に即応する新たな取組みの支援
- 中小企業向け融資制度の充実等による金融の円滑化
- きめ細かな相談対応等による中小・小規模企業の経営革新、経営改善に向けた取組の支援
- 北海道建設業サポートセンターの相談対応など建設産業の経営力の強化に向けた取組の支援

③ 企業の誘致対策

本道への企業立地の促進に向け、豊富な食やエネルギー資源、首都圏等との同時被災リスクの低さ、良質な人材、冷涼な気候といった本道の立地優位性を活かした企業誘致に取り組んでおり、企業立地件数は、リーマンショック後の平成 21 年度の 44 件を底に、徐々に回復し、ここ数年は 100 件を超え、令和元年度は 97 件と概ね横ばいで推移しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、国内で生産拠点を整備する動きが見られ、こうした動きを的確に捉えながら企業誘致を推進していく必要があります。

また、コロナ禍によるテレワークの進展や、企業の地方への拠点分散の動きを捉え、市町村と連携したサテライトオフィス等の誘致活動を積極的に展開します。

主 な 施 策

- 北海道産業振興条例に基づく立地企業への支援
- トップセールス、道外事務所による企業訪問
- 地域未来投資促進法に基づく支援措置を活用した企業立地の促進
- 立地セミナーやふるさと北海道応援フォーラムの開催
- 北海道サテライトオフィス・テレワーク拠点ガイドマップ等による情報発信

④ 起業の促進

近年、全国の開業率は概ね 5 %で推移していますが、本道の開業率は、全国平均を下回る概ね 4 %で推移していることから、更なる地域経済の活性化に向け、引き続き、創業の量的拡大や創業間もない事業者に対する経営安定に向けた支援が必要です。

創業の促進は、地域経済の活性化や新たな雇用を生み出す上で大変重要であることから、北海道中小企業総合支援センターをはじめ関係機関と連携を図り、創業に対する融資や補助制度などの活用を促進するとともに、地域課題の解決に取り組む起業者の事業に必要な資金調達や、起業計画策定、事業や経営ノウハウ習得の支援などに取り組んでおり、引き続き、創業の各段階に応じた総合的な支援に努めていくほか、今後創業の担い手として期待される女性や若者などの創業に向けた支援を推進します。

主 な 施 策

- 中小企業総合支援センターなどの関係機関と連携した相談対応等の実施
- 道内の地域課題を解決するための起業に要する費用の一部を補助
- 女性や若者などの創業に向けた支援

⑤ 商業の振興

地域においては、人口減少・高齢化が進む中、道内小売業の事業所数が減少しているほか、来街者の減少による商店街の空き店舗等率は依然として高い水準となっており、地域の暮らしを支える食料品や日用品などを販売する商店等の維持が課題となっています。

地域商業の活性化を図るため、平成 24 年に北海道地域商業活性化条例を制定し、商店街の活性化計画の策定やにぎわい創出に向けた支援を行うほか、商店街の活性化を担う人材の育成などに取り組んできているところであり、引き続き、人口減少社会の更なる進行を見据え、地域商業の実態に応じた商店街の魅力づくりやにぎわいの再生に向けた自主的な取組を促進します。

主 な 施 策

- 地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進
- 商店街の活性化及び魅力ある商店街づくりを促進するための指導事業等への支援
- 大型店などによる地域貢献活動の促進

⑥ 観光の振興

北海道の観光入込客数(実人数)は、平成 25 年度以降、景気の回復に伴い国内外の観光需要が回復基調だったことなどにより増加傾向にあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人観光客をはじめとして入込客数が激減しています。

こうした現状のもと、安定して観光入込客数を増加させていくために、災害などや国際情勢による影響の縮小化を図るほか、観光消費単価の向上に向けて、モノ消費からコト消費への流れに対応していくとともに、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた新たな旅行スタイルを定着させていくことが必要となります。

道では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、観光地づくり、誘客活動、受入体制整備などの従来の取組に加え、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組むとともに、新たな旅行スタイルなどを推進していくことにより、「観光立国北海道」の再構築に向けた取組を進めていきます。

主 な 施 策

- クリーン北海道
- 量×質の追求
- 旅行者比率のリバランス
- 新しい旅行スタイルの推進
- 観光インフラの強靱化

⑦ 情報通信産業の振興

中小・小規模企業は、人口減少に伴う需要の減退や流通構造の変化などによる競争の激化、人手不足や後継者難などに直面し、厳しい経営状況にある中、今般の感染症の影響を受け、より経営状況の悪化が懸念されるほか、道内中小製造業のIoT導入は、情報不足などを要因として道外地域と比較して遅れていることから、中小・小規模企業へのITツール導入支援等を通じたデジタルトランスフォーメーションの推進や、産学官連携の事業化に向けた研究開発の支援による新技術、新商品の創出の推進を図るとともに、Society5.0の実現に向けたスタートアップ企業の成長・育成を支援します。

情報通信産業については、ICTやAI、ロボット等の未来技術を活用し、農林水産業をはじめ、ものづくりや観光、建設業など、様々な場面での活用を積極的に進め、生産性の向上やサービス産業の高付加価値化などの実現に加え、労働力不足の解消などの様々な課題の解決に向けた取組を推進します。

主 な 施 策

- 中小・小規模企業へのITツール導入支援等を通じたデジタルトランスフォーメーションの推進
- 産学官連携の事業化に向けた研究開発の支援による新技術
- Society5.0の実現に向けたスタートアップ企業の成長・育成支援

⑧ 港湾施設の充実

港湾は、貨物や人の流れが集中する交通の結節点であり、四方を海に囲まれ、貨物のほとんどが船舶利用となっている本道にとって、経済の活性化や道民生活に必要な社会基盤であるとともに、災害時には緊急物資などの輸送拠点として重要な役割を担っています。

本道は国内において、経済拠点や大消費地から遠隔地にあることや産業拠点が道内に分散していることなどから、競争力の強化に資する物流ネットワークの形成や充実が求められています。

また、豊かな自然などの魅力ある観光資源を活用したクルーズ船の誘致など、観光による交流人口の拡大や、継続的な物流機能の確保など、災害に備えた港湾機能の向上、モーダルシフトの推進や環境にやさしい港湾なども求められています。

港湾管理者である市・町・管理組合や国、港湾利用者などと連携し、力強い食産業の構築や観光による交流人口の拡大など本道経済を支えるための取組や、災害に強い物流機能の確保など安全・安心な地域の暮らしを支えるための取組、さらには、環境にやさしい港湾の実現に向けた取組などの、効果的な推進を図ります。

主 な 施 策

【国際海上輸送拠点の形成】

- コンテナターミナルや荷役機械、岸壁などの整備の促進
- 外航クルーズの誘致に向けた快適で利便性の高い港湾施設の整備促進

【国内海上輸送拠点の形成】

- 岸壁などの港湾機能の充実やアクセス道路の整備などの促進

【暮らしを支え安全安心な拠点の形成】

- 円滑な船舶の航行や荷役作業などの安全性を確保するための施設整備の促進
- 施設の耐震性の向上や適切な点検・管理および計画的な補修・更新

【環境にやさしい拠点の形成】

- モーダルシフトの推進に向けた二酸化炭素排出量の削減に資する取組の促進
- 循環型社会の実現に向け、循環資源輸送や循環資源を取り扱う埠頭や蔵置の整備の促進などの各種施策の展開

(3) 地域における情報化

○ 現状と課題

本道は、全国を上回るスピードで急速に人口減少や少子高齢化が進んでおり、広域分散型の社会構造といった地域特性なども相まって、産業分野における労働力の不足や地域における医療・福祉・交通・教育の確保、都市と地方の格差の拡大、さらにはFTAやEPAなど経済連携のグローバル化に対応するための産業競争力の強化など様々な課題が顕在化しており、その解決に向けてICTやAIなどの未来技術を活用した取組を一層進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、「北海道 Society5.0 構想」において、今後の取組を進めることが必要とされたオンライン診療や遠隔・オンライン教育、テレワークなどのICTの活用が、人と人の接触による感染拡大の防止の観点から一気に加速するとともに、行政分野におけるデジタル化の遅れなどの課題が浮き彫りとなったほか、これまで当たり前と考えられてきた業務や慣習について、デジタル化を前提に考え直す必要があるとの機運が急速に高まっており、「北海道 Society5.0」の実現に向けた取組を加速させる必要があります。

現 状 と 課 題

- 「北海道 Society5.0」の実現に向けた研究開発の推進
- 「北海道 Society5.0」の実現を加速させる情報通信基盤の整備
- 「北海道 Society5.0」を支えるセキュリティ対策
- 官民連携による安全・安心なデータの利活用を通じた道民生活の向上

○ 今後の方針

「北海道総合計画」のめざす姿『輝きつづける北海道』及び「北海道 Society5.0 推進計画」に掲げた『未来技術を活用した活力にあふれる北海道』の実現に向けて、「暮らし」、「産業」、「行政」の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、そしてそれらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組を推進します。

① 地域における情報化

全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進む中、広大な面積を有し、広域分散型の地域構造を持つ本道においては、住民ニーズの多様化に対応しつつ、どの地域に暮らしても豊かさが実感できるよう、地域づくりへのICTやAI、ロボットなどの未来技術の活用、さらにはそこから得られるデータの利活用を通じたサービスの高度化など、地域のデジタル化を積極的に進める必要があります。

また、地域の中小企業においては、人材面や費用面等の問題から、大企業と比較してITの利活用が十分進んでいるとはいえ、地域の基幹産業であり、北海道が強みを有する食や観光などの産業分野においては、競争力強化や国内外へのマーケット拡大のため、ITの更なる利活用が求められています。

更に、多くの過疎地域等においては、財源不足や情報化に関する人材・ノウハウ不足等から、道と市町村が連携しながら北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）を推進することにより、効率的な情報化の推進と住民の利便性の向上が求められています。

情報通信基盤については、一定の水準まで整備が進んでいることから、今後この利活用により、地域での課題解決に向けた取組が必要となっています。

このような状況を踏まえ、「未来技術を活用した活力にあふれる北海道」をめざし、暮らし、産業、行政の分野に加え、これらを支えるための環境づくりという視点から地域のデジタル・トランスフォーメーションを進めます。

主 な 施 策

【ITを活用した地域づくり】

- 地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大
- テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり
- 教育環境や医療・福祉サービスの充実
- 災害や地域の安全情報の提供
- 地域におけるIoT実装・データ利活用の推進

【ITを活用した産業の活性化】

- IT産業の育成・支援、IT関連産業の立地促進
- 中小企業等のIT化の促進、ITによる地域産業の活性化

【ITを活用した行政運営の高度化】

- 北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）の推進
- 電子自治体化サポート体制の推進

【情報化推進に向けた環境づくり】

- 携帯電話不感地帯の解消
- 地域・企業ニーズ等に対応した職業能力開発の推進
- 情報通信基盤の整備と老朽化に伴う更新の推進

(4) 交通施設の整備、交通手段の確保

○ 現状と課題

本道における道路等の社会資本は、計画的な整備が進められてきていますが、高齢化の進行などに伴い、将来の社会資本への投資余力の減少が懸念されています。

また、人口減少や高齢化の進行による利用者の減少、交通・物流を担う人材不足、気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化など、将来にわたり安定的な公共交通の維持・確保が難しくなっている状況にある中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人・企業に多大な行動変容を強いるなど、社会システムへの影響が大きく、テレワークやWEB会議の定着、ICTを活用したライフスタイル・ビジネススタイルの変化等により、公共交通需要が減少し、小口宅配需要が増加するなど、人流・物流にも大きな変化が見られており、こうした環境変化に対応していく施策の検討・実施が喫緊の課題となっています。

現 状 と 課 題

【道路】

- 地域における基幹的な社会資本としての役割
- 中長期的な視点による「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な施設整備

【交通】

- 感染症拡大に伴う公共交通需要の減少
- 広域分散型地域構造に対応した幹線交通ネットワークの形成、交通ネットワーク相互の連携強化
- 地域の日常生活や産業活動に必要な交通手段の確保

○ 今後の方針

環境との調和を基本に、力強い経済構造の実現と安全・安心で快適な暮らしを支え、海外や国内、道内各地域間の連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成を図ります。

また、交通事業者、観光・経済団体、行政機関、利用者などのあらゆる関係者が道内、国内、海外へと段階的に交通需要を回復させていく取組を展開しながら、経営体質の強化やサービスの向上を図るなど、効果的な施策推進を図ります。

① 道路の整備

道路は、産業の振興、住民生活の安定と福祉の向上や地域間交流の促進など、個性豊かな地域社会を形成する上で基幹的な社会資本として重要な役割を果たしていますが、本道の過疎地域における道道及び市町村道の舗装率、改良率の平均は、いずれも全道平均を下回っており、また、橋梁、トンネルなどの道路施設については、急速に老朽化が進むことが予測されています。

また、都市と地方との地域間格差の是正に向けて、地域間の交流・連携を促進し地域の活力を高めるため、道路ネットワークの充実・強化は不可欠ですが、公共事業を取り巻く厳しい状況を背景に、中長期的な視点で、「選択と集中」の観点に立った効果的・効率的な推進が求められています。

このような状況を踏まえ、広域分散型地域構造に対応するため、救急医療施設や観光施設、インターチェンジへのアクセス向上や防災機能の充実など、地域生活を支える幹線道路や日常生活を支える道路の整備を進めるとともに、個別施設ごとの長寿命化修繕計画に基づく効率的な維持管理・更新を推進します。

これらの取組により、環境と調和し、地域間の連携や交流を支える総合的な道路ネットワークの強化を図ります。

整備目標（令和7年度末）

- 過疎地域において、安心して暮らせる地域社会の形成や経済の活性化を図るため、地域間交流の促進や救急医療施設、観光施設、インターチェンジへのアクセス向上など、地域を支える幹線道路の整備を進めるとともに、道路の防災対策及び橋梁、トンネルなどの道路施設の老朽化対策を推進する。
- 冬期間における安全で円滑な道路交通の確保に向け、雪崩、地吹雪対策など防雪事業や凍雪害防止事業などにより関連施設の整備を図るとともに、除雪体制の安定的な維持・確保及び適期且つ柔軟な除排雪が実施できるよう、国、道、市町村相互の連携の強化や、情報伝達の迅速化など道路管理の充実強化を図る。

② 農道、林道及び漁港関連道の整備

本道における農道、林道及び漁港関連道は、農畜産物・漁獲物・関連資材の輸送など物流機能のほか、生活・防災上の基盤施設となるなど、地域振興を図る上で重要な役割を果たしています。

このことから、生産機能の活性化や農山漁村の生活環境の改善を図るため、農道、林道、漁港関連道の整備を進めるとともに、既存の道路施設が今後、順次、本格的な更新時期を迎えることから、長寿命化を図るため計画的な補修・更新を推進します。

整備目標（令和7年度末）

【農道】

農業生産の近代化、農畜産物の流通合理化を促進するとともに農村地域の生活環境の改善に資するため、農道網の効率的・効果的な整備を推進する。

【林道】

地球温暖化防止など森林のもつ多面的機能の発揮と木材の安定供給に向けて、効率的・効果的な林道整備を推進するとともに、林業・木材産業の振興等を通じて地域の活性化を図る。

なお、林道の整備に当たっては、野生動植物の生息環境や生態系の保全など生物多様性の保全に配慮した路線計画や工法を多用するとともに、工事コスト縮減や間伐材の利用促進にも留意する。

【漁港関連道】

漁獲物の流通及び漁業資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、漁港等へのアクセス道路の整備を推進する。

③ 多様な交通確保対策

本道における交通基盤の果たす役割は、地域間の連携促進、地域住民の足の確保はもとより、道内産業の活性化や観光の振興を図る上で、以前にも増して大きくなってはいますが、その一方で、人口減少の進行などにより、輸送需要が減少し、経営は厳しく、路線の維持が困難な状況となっています。

このため、北海道新幹線の整備や航空ネットワークの充実などを通じて、本道産業の活性化に重要な役割を担う道内の幹線交通ネットワークの強化に向けた取組を進めるとともに、地域の日常生活を支える地域交通の維持・確保に向けて、地域の実情に応じた公共交通サービスの展開を促進することなどにより、本道の経済活動や安全・安心で快適な暮らしを支える交通ネットワークの形成を図ります。

整備目標（令和7年度末）

【陸上交通の確保】

- 地域住民の交通手段として必要不可欠な鉄道やバスなどを維持確保するため、国や市町村、交通事業者との役割分担による交通手段の確保
- 集落の維持・活性化に資するコミュニティバス、デマンド交通の導入の促進
- 北海道新幹線の整備促進、新幹線駅との交通ネットワークの充実

【海上交通の確保】

- 海上ネットワークや港湾機能の充実
- 離島住民の生活環境の維持・向上や地域振興を図るための離島航路の維持・確保

【航空交通の確保】

- 航空ネットワークの維持・確保や空港機能の充実
- 離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のための離島航空路線の維持・確保

(5) 生活環境の整備

○ 現状と課題

暮らしの場である住まいやまちづくりに対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、多様化・高度化しており、こうした経済社会情勢や意識の変化を踏まえ、人にやさしい住まいや環境づくりなど、本道の積雪寒冷な気候・風土に適した豊かさを実感できる生活環境の整備が求められています。

このため、多様なニーズに対応した良質な住まいづくりや地域にふさわしい住みよい生活環境の整備・住み続けたいと思える生活環境の整備を進めることが必要です。

現 状 と 課 題

【生活環境施設】

- 生活環境施設の整備水準における地域間格差の是正
- 生活環境に対する住民ニーズの多様化への対応

【水道・下水道処理施設等】

- 大規模自然災害に備えた脆弱性の克服、被災リスクの最小化
- 施設の急速な老朽化に伴う計画的な補修・更新の推進

【消防・救急】

- 地域の実情に応じた消防力の維持・確保
- 救急業務の搬送途上における救命効果の向上

○ 今後の方針

誰もが住みよい北国の生活環境の創出を図るため、下水道やごみ処理施設の計画的な整備・更新や安全で安心な水道水の供給、緑豊かな公園の整備など生活環境施設の整備を促進するとともに、消防・救急体制の充実強化に努めます。

① 水道、下水処理施設等の整備

生活水準の向上や安全への関心の高まりなど、経済社会情勢の変化に伴い、生活環境に対するニーズが多様化・高度化しており、また、地域によっては生活環境施設の整備水準に格差が生じている状況にあります。

こうした経済社会情勢の変化や現状を踏まえ、地域の特性や実情に応じた地域にふさわしい住みよい生活環境の整備や防災など暮らしの安全・安心の確保を促進します。

整備目標（令和7年度末）

【水道】

安全で安心な水道水を供給するため、水道未普及地域の解消を推進し、水道普及率の向上を図るとともに、水道水の安定的な供給を確保するため、水道施設の耐震化・老朽化対策等として、その計画的、効率的な更新を促進する。

【汚水処理施設】

生活排水の総合的な対策を図るため、地域の実情に応じて、下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、浄化槽などの効率的・効果的な整備等を推進する。

特に過疎地域においては、広域汚泥処理やし尿の下水道施設等への受入等、各市町村の事業費負担や維持管理費の縮減を図る。

【ごみ処理施設】

廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理を推進し、循環型社会の形成に向けた必要な施設整備を促進する。

【し尿処理施設】

くみ取りし尿の減少や浄化槽汚泥の増加が見込まれることから、地域の実情に即して、計画的なし尿処理施設の整備や既存施設の高度化、改良を促進する。

【都市公園等】

レクリエーション空間や安全で身近な自然環境の創出を図る「快適な都市の緑・環境づくり」を推進する。

【公営住宅等】

子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり、誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり、豊かな自然環境を保全・活用する住まいづくり、まちなぎわいを創出する住まいづくりを進める。

② 消防施設及び救急業務の充実

近年の多発する局地的な災害や高齢化の進展により、消防・救急体制については、住民の安心、安全確保のため、地域の実情に応じた消防力の維持・確保が必要です。特に、救急業務については搬送途上における救命効果の向上を図るため、医療機関と消防機関の連携を強化し、メディカルコントロール体制を充実・強化することが必要です。

多発する自然災害への対応など、消防に対する住民の要請に応えるため、消防施設の整備のほか、災害発生時に初動から対応できる消防団を中核とした地域防災力の充実強化のため、消防団員の確保や装備の充実に努めます。

整備目標（令和7年度末）

- 地域の実情に応じた消防力の整備を促進する。
- 救急業務の高度化のため、メディカルコントロール体制の充実・強化を推進する。
- 地域防災力充実強化のため、消防団員の確保や装備の充実に促進する。

(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

○ 現状と課題

高齢化、少子化及び核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、高齢者や障がいのある人、子どもを取り巻く環境が変化する中、地域におけるコミュニティ機能や家庭内での子育てサポート力の低下などを背景として、地域で安心して住み続けたいと思える生活環境の確保や多様な人材の活躍の推進、子どもを生ま育てたいという希望をかなえる取組などが求められています。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者などを支える仕組みづくりや障がいのある人が働きやすい雇用・就業の確保、住み慣れた地域で安心して子どもを生ま育てることができる環境づくりなどが必要です。

現 状 と 課 題

【子育て環境の確保】

- 未婚化・晩婚化への対応
- 地域特性に応じた子育て支援の充実
- 子どもの安全・安心の確保

【高齢者の福祉】

- 医療や介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者の増加
- 地域の実情に応じた高齢者を支える仕組みづくり

○ 今後の方針

誰もが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支え合いながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細かなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次代を担う子どもが健やかに育ち、誰もが安心して子どもを生ま育てることができる環境づくりを進めます。

① 子育て環境の確保を図るための対策

核家族化や共働き家庭の増加等による家庭や地域における子育て支援機能の低下、少子化や生活様式の変化による子ども同士のふれ合う機会の減少、都市化の進行による遊び場の減少などにより、子どもの健やかな成長が損なわれ、社会の活力が低下するなど、子どもや社会に与える影響が懸念されています。

このため、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応した保育所や家庭的保育などの保育の受け皿の拡充や様々な働き方に対応した認定こども園の設置促進、保育の量の拡大に伴う、保育士などの人材の育成・確保を図るとともに、地域子育て支援拠点などの子育て支援体制の整備促進を図ります。

また、放課後児童の安全・安心な居場所の確保や健全な育成を図るため、拠点となる児童館の整備とともに、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進します。

さらに、将来、親となる若年者に対する子育て等の理解を促進するなど、社会全体で、安心して子どもを生き育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

主 な 施 策

- 地域の多様な保育ニーズに応じた保育所の整備促進
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブ等の整備促進
- 大学生等を対象とした次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進

② 高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

本道では、全国を上回るスピードで高齢化が進行し、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7年（2025年）を目前にひかえ、更にその先を展望すると、総人口・現役世代人口がともに減少していく中で、都市部では、高齢人口がピークに近づく一方、地方などでは、ピークを過ぎ減少に転じる地域もあり、地域ごとに高齢化の状況や必要な介護サービスが大きく異なることが想定されます。

このため、道では、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、中長期的な将来も見据えつつ、介護サービス提供基盤の整備や人材の確保をはじめ、地域の医療・介護資源を有効に活用し、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進などに取り組み、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の一層の推進を目指します。

主 な 施 策

- 質の高いサービス提供体制の確保
- 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進
- 高齢者の生活基盤の充実と活躍支援
- 介護保険制度の安定的な運営

③ 障がいのある人の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むためには、道内の各地域において、必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととします。

主 な 施 策

- 北海道障がい者条例の施策の推進
- 権利擁護の推進
- 地域生活支援体制の充実
- 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進
- 障がい児支援の充実
- 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援
- 就労支援施策の充実・強化

(7) 医療の確保

○ 現状と課題

広域分散で医療資源の偏在が著しく、人口減少や高齢化が急速に進む本道において、将来にわたって地域に必要な医療を確保するためには、人口構造や医療ニーズの変化を踏まえた効率的な医療提供体制を整備するとともに、がんなどの各疾病や救急医療などの事業ごとに医療連携体制を構築する必要があります。

また、依然として地域における医師等の確保が厳しい状況にあることから、医師等の偏在是正に取り組むとともに、無医地区における医療の確保など、へき地医療の対策を進めることが必要です。

現 状 と 課 題

【医療提供体制の整備】

- 医療ニーズに応じた、地域で不足する病床機能の確保や医療機関相互の機能分化・連携、在宅医療の推進
- 死因の大きな部分を占めるがんなどの各疾病や地域医療の重要な課題である救急医療などの各事業における医療連携体制の構築

【医師の地域偏在】

- 医師の地域偏在や、産婦人科や小児科などの特定の診療科の医師不足

【へき地医療対策】

- 無医地区等における医療の確保

○ 今後の方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、圏域全体で必要な医療を確保するという視点に立って、地域の関係者による議論を積み重ね、地域で不足する病床機能や医療機関相互の機能分化・連携を進めていくとともに、地域における医師等の偏在是正やへき地医療対策などに取り組み、良質かつ適切な医療を効率的・継続的に提供する体制を確立します。

① 医療提供体制の整備

人口構造や医療ニーズの変化を踏まえ、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまでバランスのとれた医療を効率的に提供する体制を構築し、発症から居宅等へ戻るまで切れ目のない医療サービスを確保する必要があります。

このため、急性期から回復期への転換など、地域で不足する病床機能の確保や急性期機能の集約化など、医療機関相互の機能分化・連携、医療と介護が連携した在宅医療を推進するとともに、広域分散型の本道の特性を踏まえ、医療におけるICTの活用を進めます。

また、死因の大きな部分を占めるがんや脳卒中などの各疾病、地域医療の重要な課題である救急医療や周産期医療などの各事業における医療連携体制を構築するとともに、医療連携体制を構成する医療機関の情報提供に努めます。

主 な 施 策

- 病床機能の分化・連携の促進
- 医療と介護が連携した在宅医療の推進
- 遠隔医療や情報連携など I C T の活用促進
- 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築

② 医師の地域偏在対策

人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数について、道全体では全国平均に近い水準で推移しているものの、都市部に医師が集中している傾向にあります。

また、専門的な診療科目での受診を希望する場合、その科目を有する医療機関まで、遠距離・長時間の通院を余儀なくされており、特に産婦人科については、少子化の影響を受け分娩取扱施設数が減少していることから、地域の周産期医療体制の確保が課題となっています。

このような状況を踏まえ、医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣、地域医療振興財団におけるドクターバンク事業、医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣事業の実施、道内医育大学の地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施、医師不足の抜本的な解消のための制度改善に関する国への要望の実施などにより、地域医療を担う医師を確保し、医師の地域偏在是正や産婦人科など特定診療科目に係る医療の確保を図ります。

主 な 施 策

- 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進
- 地域医療振興財団におけるドクターバンク事業の推進
- 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進
- 道内医育大学の地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施

③ へき地医療対策

無医地区については、漸次減少しているものの、無医地区に準じた医療の確保が必要な準無医地区を含めると依然として 100 を越える地区が存在しています。

地域の住民は、医療機関まで遠距離・長時間の通院を余儀なくされていることから、身近なところで容易に医療機関を利用することが困難な状況となっています。

このような状況を踏まえ、へき地医療拠点病院の巡回診療により、地区の住民の医療を確保するとともに、患者輸送車等の整備を促進し、地域に必要な医療の確保を図ります。

主 な 施 策

- へき地医療拠点病院による巡回診療等の促進
- 患者輸送車・巡回診療車等の整備促進

(8) 教育の振興

○ 現状と課題

少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化への対応など、へき地・小規模校の教育活動の一層の充実が求められている一方で、各設置者が地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方を検討した結果、統合を判断する場合があります。

また、住民の生涯にわたる学習に対する意欲の高まり、スポーツに対するニーズの多様化に応える関連施設の整備や既存施設の有効活用が求められています。

現 状 と 課 題

【学校教育・学校施設】

- 人口等の状況にかかわらず、基礎的な学力や健全な心身、望ましい生活習慣を身につけることができる環境づくり
- 学校統合に伴う廃校施設の有効活用

【集会・体育・社会教育施設】

- 生涯にわたる学習意欲やスポーツ志向の高まり、ニーズの高度化・多様化
- 既存施設の有効活用

○ 今後の方針

本道の将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長し、また、すべての道民が生き生きと充実した生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも、自らの興味や関心、目的などに応じて、生涯学習活動や文化・スポーツ活動に取り組み、学習や活動の成果を社会の中で生かしていくことができる学習環境づくりを進めます。

① 小・中学校の教育施設等の整備

小・中学校の施設については老朽化が進んでいることから、社会環境の変化や教育内容・方法の多様化などを踏まえ、計画的に安全面や機能面の改善を図ることが課題となっています。

また、へき地・小規模校における教育の充実を図るため、ICTを積極的に活用した教育活動を促進する必要があります。

このような状況を踏まえ、学校建物の安全性の確保をはじめ社会状況や教育内容等の変化に対応した計画的な施設の整備を促進します。

② 地域創生の視点を踏まえた特色ある高校づくり

児童生徒数の減少により学校の統廃合が進む中、人生の選択を考える重要な時期である高等学校において、地域と協働して、地域課題の解決を通じた探究的な学習を進めるとともに、総合学科や単位制の導入、中高一貫教育の充実、地域の産業界と連携した職業教育の充実など、多様で魅力や特色のある高校づくりを進めます。

主 な 施 策

- 老朽化が進んでいる校舎、屋内運動場などの計画的な整備の促進
- 情報通信ネットワークなどICT環境整備の促進
- 学校図書館、理科教育設備などの整備促進
- 地域の産業界と連携した職業教育などの促進

③ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、北海道の豊かな自然や、科学などに関する学習・体験活動、学習ニーズに応じた情報の提供など、新しい時代にふさわしい生涯学習の拠点として公民館、図書館、博物館などの社会教育施設等の機能の充実やネットワーク化の一層の推進を図っていく必要があります。

道民のスポーツに対する多様なニーズに対応し、各種スポーツ施設は充実してきていますが、地域では、住民が運営の主体となる総合型地域スポーツクラブ等がコミュニティの核となるための活動拠点として各種公共施設の有効活用が求められており、また、全ての人々が安全かつ快適にスポーツを楽しめるユニバーサルデザインに配慮した環境が望まれています。

すべての人が安全かつ快適にスポーツを楽しめる施設の充実に努めるとともに、広域的なスポーツ活動の拠点となる施設について、その地域性や施設の特性を生かし、有効活用されるよう各主体が連携を図ります。

主 な 施 策

【集会・社会教育施設】

生涯学習のための中核施設として、公民館、図書館などの社会教育施設の機能を充実し、その効果的な運営を図る。

【体育施設】

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全かつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設の充実に努める。

(9) 集落の整備

○ 現状と課題

集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしていますが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在しています。

平成 31 年に道が実施した調査では、人口減少と高齢化の急速な進行により、全道 3,632 の集落のうち、人口が 100 人未満の集落は全体の 58.1%、住民の半数以上が 65 歳以上である集落は全体の約 28.5%を占めるなど、集落の小規模化と高齢化が進行しています。

これらの集落では、人材の不足のほか、スーパーやガソリンスタンド、金融機関など、日常生活に必要な施設の利用環境の悪化や、交通手段の不足、空き家の増加など様々な問題が顕在化しています。

現 状 と 課 題

- 集落の小規模化と高齢化
- 日常生活に必要な施設の利用環境の悪化、交通手段の不足、空き家の増加

○ 今後の方針

本道における集落対策の指針となる「北海道における集落対策の方向性」に基づき、集落住民の生活向上を図るための生活環境施設等の整備とともに、住民と市町村が連携した、集落の状況把握や課題解決に向けた主体的な取組を促進します。

また、取組の加速に向けて、関係者のネットワークづくりや相談体制の強化などサポート体制の充実を図ります。

① 集落整備の対策

人口減少や高齢化の進行に伴い、農林水産業などの地域産業の担い手不足や生産・消費の縮小による地域経済の衰退、コミュニティ機能の低下など深刻な問題を抱えており、集落の維持・活性化に向けては、国・市町村・関係団体と連携・協力やサポート体制の充実を図りながら、意識の醸成や担い手の育成・確保など、地域の主体的な取組を支援する必要があります。

このため、住民が主体的に行う集落対策の推進によるコミュニティの維持・活性化をはじめ、空き家・空き店舗の利活用、生活交通の確保、スーパーやガソリンスタンドなど日常生活に必要なサービスの維持や買い物支援、「集落支援員」「地域おこし協力隊」などの地域を支える人材の確保、交流機会の拡大など関係機関と連携して集落対策に取り組めます。

主 な 施 策

- 相談体制の強化やネットワークづくりなどのサポート体制の充実をはじめとした、地域の主体的な集落対策への支援
- 生活交通の確保や買い物支援など集落の課題解決のために必要な取組の支援
- 都市部からの人材の確保を含めた集落の活性化を担う人材の育成・確保

(10) 地域文化の振興等

○ 現状と課題

本道は、歴史的な文化や先住民族であるアイヌの人たちによって培われてきた文化が存在し、さらに、全国各地から移り住んできた人たちの文化や諸外国の影響を受けた文化を受け継ぎ、開放的で多様性のある文化が育まれてきました。近年、人びとの生活意識や価値観の多様化などにより、物質的・経済的な豊かさだけでなく、日常の暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が一層求められており、文化に対する関心や期待が高まっていることから、道内の各地域でも個性あふれる文化活動が積極的に行われています。

道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていくとともに、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくことが必要です。

現 状 と 課 題

- 開放的で多様性のある文化の継承
- 文化に対する関心や期待の高まり
- 個性的な地域文化の創造

○ 今後の方針

文化の担い手は、一人ひとりの道民であり、道民が自主的に文化活動にかかわることのできる環境をつくっていくことを基本に、芸術文化、文化財、生活文化、まちづくり、景観、生活環境、自然環境、産業など広範な分野において、総合的・効果的に文化振興施策を推進します。

① 地域文化の振興等に係る施設の整備等

本道の地域文化を創造するためには、文化施設の整備・充実が必要であり、博物館、美術館、図書館、文書館、文学館など、各種の文化施設の機能を高めるとともに、その整備を促進します。

また、地域住民に優れた文化に接する機会を提供するとともに、文化活動を担う人材の育成や地域文化を生かしたまちづくりなどを推進します。

主 な 施 策

- 道民の文化活動の促進
- 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充
- 文化活動を担う人材の育成
- 文化交流の促進
- 文化環境の整備及び充実
- 歴史的文化遺産の保存及び活用
- 文化性に配慮したまちづくりの推進

(11) 再生可能エネルギーの利用の促進（「ゼロカーボン北海道」の実現）

○ 現状と課題

本道は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、豊富なエネルギー資源を有しています。「ゼロカーボン北海道」の実現につながるよう、化石燃料をはじめとしたエネルギーの利用をできる限り減らし、エネルギーの需給の安定や事業性を確保しながら、需要規模を大幅に上回る賦存量があり、持続した供給が可能である本道の「新エネルギー価値」を発揮し、さらには、この「価値」を市場の拡大が期待される環境関連産業の振興を一体的に行うことで経済の好循環に結びつけていくことが必要です。

現 状 と 課 題

- 多様な地産地消の展開
- 「エネルギー基地北海道」の確立に向けた事業環境整備
- 省エネ促進や新エネの開発・導入と一体となった環境関連産業の振興

○ 今後の方針

地球温暖化防止に向け、2050年「ゼロカーボン北海道」の実現を目指した温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため策定している「北海道地球温暖化対策推進計画」をはじめ、本計画に関連する住宅、運輸、水素などの他の施策とも連携し推進します。

① 再生可能エネルギーの利用の促進（「ゼロカーボン北海道」の実現）

北海道は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、豊富なエネルギー資源を有しており、化石燃料をはじめとしたエネルギー利用をできる限り減らし、エネルギーの需給の安定や事業性を確保しながら、需要規模を大きく上回る賦存量があり、持続した供給が可能である北海道の「新エネルギー価値」を発揮し、さらには、この「価値」を市場の拡大が期待される環境関連産業の振興を通じて経済の好循環に結びつけていくことで、カーボンニュートラルにつながることを期待されます。

省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に向けては、地域住民の理解や、健康影響や生物多様性の保全など環境への配慮、系統制約への対応、太陽光や風力発電などの出力変動に対応する調整力の確保、大規模かつ長期間のエネルギー貯蔵が可能な水素に係る技術開発・コスト低減、洋上風力発電の開発・導入に向けた先行利用者に対する理解促進や大容量送電に必要な送電網の整備、エネルギー地産地消や災害時のエネルギー確保に向けた分散型エネルギーシステムに係る関連技術の開発や普及を図ることが必要です。

また、地域においては、平成30年のブラックアウトを教訓とした災害時のエネルギー確保や、新エネルギーを活用した熱利用に係る設備導入のコストが高いこと、新エネルギーの活用技術や蓄電・蓄熱などと組み合わせたシステムの開発・低コスト化、地域の取組をコーディネートできる人材や取組を支えるエンジニアなどの技術者の育成などが課題となっています。

このため、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「同行動計画」に基づく施策を着実に進め、道民、事業者などの省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入の推進に向けた自主的な取組を促進します。

主 な 施 策

- 道民や事業者の省エネ意識の定着、省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化促進
- 多様な分散型エネルギーリソースを効果的に組み合わせた需給一体型の地産地消や地域における熱利用の展開
- 送電インフラの整備や水素の有効活用に向けた基盤の整備など事業環境の整備
- 産業界や研究機関等と連携した省エネ・新エネ関連市場の拡大や道内企業の参入、事業化の促進

資 料

○ 資料1 人口の推移

【単位：千人、％】

| 区分 | | 国勢調査人口 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | S35 | S40 | S45 | S50 | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | R2 |
| 総人口 | 過疎 | 3,196 | 3,007 | 2,723 | 2,518 | 2,448 | 2,348 | 2,174 | 2,061 | 1,959 | 1,849 | 1,720 | 1,334 | 1,262 |
| | 増減 | — | △ 5.9 | △ 9.4 | △ 7.5 | △ 2.8 | △ 4.1 | △ 7.4 | △ 5.2 | △ 4.9 | △ 5.6 | △ 7.0 | △ 22.4 | △ 5.4 |
| | 全道 | 5,039 | 5,172 | 5,184 | 5,338 | 5,576 | 5,679 | 5,644 | 5,692 | 5,683 | 5,628 | 5,506 | 5,382 | 5,225 |
| | 増減 | — | 2.6 | 0.2 | 3.0 | 4.5 | 1.8 | △ 0.6 | 0.9 | △ 0.2 | △ 1.0 | △ 2.2 | △ 2.3 | △ 2.9 |
| | 過/全 | 63.4 | 58.1 | 52.5 | 47.2 | 43.9 | 41.3 | 38.5 | 36.2 | 34.5 | 32.9 | 31.2 | 24.8 | 24.2 |
| (年齢階層別内訳) | | | | | | | | | | | | | | |
| 0歳～14歳 | 過疎 | 1,116 | 895 | 710 | 620 | 556 | 488 | 387 | 313 | 261 | 224 | 193 | 139 | 120 |
| | 増減 | — | △ 19.8 | △ 20.7 | △ 12.7 | △ 10.3 | △ 12.2 | △ 20.7 | △ 19.1 | △ 16.6 | △ 14.2 | △ 13.8 | △ 28.0 | △ 13.7 |
| | 全道 | 1,681 | 1,462 | 1,309 | 1,313 | 1,298 | 1,218 | 1,034 | 899 | 792 | 719 | 688 | 608 | 556 |
| | 増減 | — | △ 13.0 | △ 10.5 | 0.3 | △ 1.1 | △ 6.2 | △ 15.1 | △ 13.1 | △ 11.9 | △ 9.2 | △ 4.3 | △ 11.6 | △ 8.6 |
| | 過/全 | 66.4 | 61.2 | 54.2 | 47.2 | 42.8 | 40.1 | 37.4 | 34.8 | 33.0 | 31.2 | 28.1 | 22.9 | 21.6 |
| 15歳～29歳 | 過疎 | 848 | 791 | 684 | 567 | 495 | 429 | 385 | 358 | 322 | 260 | 209 | 146 | 132 |
| | 増減 | — | △ 6.7 | △ 13.5 | △ 17.1 | △ 12.7 | △ 13.3 | △ 10.3 | △ 7.0 | △ 10.1 | △ 19.3 | △ 19.6 | △ 30.1 | △ 9.6 |
| | 全道 | 1,432 | 1,494 | 1,446 | 1,355 | 1,247 | 1,161 | 1,164 | 1,170 | 1,098 | 951 | 851 | 721 | 666 |
| | 増減 | — | 4.3 | △ 3.2 | △ 6.3 | △ 8.0 | △ 6.9 | 0.3 | 0.5 | △ 6.2 | △ 13.4 | △ 10.5 | △ 15.3 | △ 7.6 |
| | 過/全 | 59.2 | 52.9 | 47.3 | 41.8 | 39.7 | 37.0 | 33.1 | 30.6 | 29.3 | 27.3 | 24.6 | 20.2 | 19.8 |
| 30歳～64歳 | 過疎 | 1,092 | 1,163 | 1,151 | 1,126 | 1,158 | 1,155 | 1,079 | 1,007 | 932 | 872 | 800 | 579 | 517 |
| | 増減 | — | 6.5 | △ 1.0 | △ 2.2 | 2.8 | △ 0.3 | △ 6.6 | △ 6.7 | △ 7.4 | △ 6.4 | △ 8.3 | △ 27.6 | △ 10.7 |
| | 全道 | 1,714 | 1,966 | 2,130 | 2,302 | 2,577 | 2,749 | 2,761 | 2,773 | 2,735 | 2,745 | 2,803 | 2,470 | 2,280 |
| | 増減 | — | 14.7 | 8.3 | 8.1 | 11.9 | 6.7 | 0.4 | 0.4 | △ 1.4 | 0.4 | 2.1 | △ 11.9 | △ 7.7 |
| | 過/全 | 63.7 | 59.2 | 54.0 | 48.9 | 44.9 | 42.0 | 39.1 | 36.3 | 34.1 | 31.8 | 28.5 | 23.4 | 22.7 |
| 65歳以上 | 過疎 | 140 | 157 | 178 | 205 | 239 | 276 | 323 | 384 | 445 | 492 | 518 | 468 | 483 |
| | 増減 | — | 12.1 | 13.4 | 15.2 | 16.6 | 15.5 | 17.0 | 18.9 | 15.9 | 10.6 | 5.3 | △ 9.7 | 3.2 |
| | 全道 | 212 | 249 | 299 | 367 | 452 | 549 | 675 | 845 | 1,032 | 1,206 | 1,435 | 1,558 | 1,664 |
| | 増減 | — | 17.5 | 20.1 | 22.7 | 23.2 | 21.5 | 23.0 | 25.2 | 22.1 | 16.9 | 19.0 | 8.6 | 6.8 |
| | 過/全 | 66.0 | 63.1 | 59.5 | 55.9 | 52.9 | 50.3 | 47.9 | 45.4 | 43.1 | 40.8 | 36.1 | 30.0 | 29.0 |

注1) 「過疎」は、過疎地域における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注2) 「全道」は、全道における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注3) 「増減」は、各年毎の5年間における人口の増減率(%)を示す。

注4) 「過/全」は、全道人口に対する過疎地域人口の割合(%)を示す。

注5) 年齢階層別内訳には、年齢不詳を含んでいない。

○ 資料2 人口増減率(全道・過疎地域)

【単位：％】

| 区分 | | 人口増減率 | | | | | | | | | | | | |
|-----------|----|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | | S35～H27 | S40～R2 | S35～H12 | S40～H17 | S45～H22 | S50～H27 | S55～R2 | S45～H7 | S50～H12 | S55～H17 | S60～H22 | H2～H27 | H7～R2 |
| 総人口 | 過疎 | △ 58.3 | △ 58.0 | △ 38.7 | △ 38.5 | △ 36.8 | △ 47.0 | △ 48.4 | △ 24.3 | △ 22.2 | △ 24.5 | △ 26.7 | △ 38.6 | △ 38.8 |
| | 全道 | 6.8 | 1.0 | 12.8 | 8.8 | 6.2 | 0.8 | △ 6.3 | 9.8 | 6.5 | 0.9 | △ 3.0 | △ 4.6 | △ 8.2 |
| (年齢階層別内訳) | | | | | | | | | | | | | | |
| 0歳～14歳 | 過疎 | △ 87.5 | △ 86.6 | △ 76.6 | △ 75.0 | △ 72.8 | △ 77.6 | △ 78.4 | △ 55.9 | △ 57.9 | △ 59.7 | △ 60.5 | △ 64.1 | △ 61.7 |
| | 全道 | △ 63.8 | △ 62.0 | △ 52.9 | △ 50.8 | △ 47.4 | △ 53.7 | △ 57.2 | △ 31.3 | △ 39.7 | △ 44.6 | △ 43.5 | △ 41.2 | △ 38.2 |
| 15歳～29歳 | 過疎 | △ 82.8 | △ 83.3 | △ 62.0 | △ 67.1 | △ 69.4 | △ 74.3 | △ 73.3 | △ 47.7 | △ 43.2 | △ 47.5 | △ 51.3 | △ 62.1 | △ 63.1 |
| | 全道 | △ 49.7 | △ 55.4 | △ 23.3 | △ 36.3 | △ 41.1 | △ 46.8 | △ 46.6 | △ 19.1 | △ 19.0 | △ 23.7 | △ 26.7 | △ 38.1 | △ 43.1 |
| 30歳～64歳 | 過疎 | △ 47.0 | △ 55.5 | △ 14.7 | △ 25.0 | △ 30.5 | △ 48.6 | △ 55.4 | △ 12.5 | △ 17.2 | △ 24.7 | △ 30.7 | △ 46.3 | △ 48.7 |
| | 全道 | 44.1 | 16.0 | 59.6 | 39.6 | 31.6 | 7.3 | △ 11.5 | 30.2 | 18.8 | 6.5 | 2.0 | △ 10.5 | △ 17.8 |
| 65歳以上 | 過疎 | 234.3 | 207.6 | 217.9 | 213.4 | 191.0 | 128.3 | 102.1 | 115.7 | 117.1 | 105.9 | 87.7 | 44.9 | 25.8 |
| | 全道 | 634.9 | 568.3 | 386.8 | 384.3 | 379.9 | 324.5 | 268.1 | 182.6 | 181.2 | 166.8 | 161.4 | 130.8 | 96.9 |

注) 「過疎」及び「全道」は、過疎地域又は全道における人口の増減率(%)を示す。

○ 資料3 産業別就業人口の推移

【単位：千人】

| 区 分 | | 人 数 | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | S50 | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | R2 |
| 過疎地域 | 総 数 | 1,183 | 1,174 | 1,119 | 1,062 | 1,040 | 966 | 882 | 795 | 635 | 607 |
| | 第一次産業 | 297 | 263 | 245 | 214 | 184 | 157 | 143 | 129 | 116 | 111 |
| | 農 業 | 201 | 176 | 168 | 148 | 129 | 112 | 104 | 94 | 84 | 82 |
| | 林 業 | 26 | 22 | 19 | 13 | 9 | 7 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| | 水産業 | 70 | 65 | 58 | 53 | 46 | 38 | 34 | 30 | 27 | 25 |
| | 第二次産業 | 307 | 306 | 272 | 259 | 255 | 227 | 177 | 146 | 114 | 106 |
| | 鉱 業 | 29 | 25 | 19 | 8 | 5 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 建設業 | 135 | 150 | 131 | 125 | 134 | 122 | 91 | 70 | 54 | 52 |
| | 製造業 | 143 | 131 | 122 | 126 | 116 | 101 | 84 | 75 | 59 | 53 |
| | 第三次産業 | 578 | 606 | 601 | 588 | 599 | 580 | 552 | 502 | 391 | 381 |
| 全 道 | 総 数 | 2,462 | 2,598 | 2,625 | 2,695 | 2,806 | 2,731 | 2,604 | 2,509 | 2,435 | 2,347 |
| | 第一次産業 | 397 | 353 | 332 | 291 | 251 | 218 | 201 | 182 | 170 | 156 |
| | 農 業 | 288 | 253 | 242 | 214 | 187 | 166 | 155 | 140 | 132 | 123 |
| | 林 業 | 32 | 28 | 25 | 17 | 13 | 9 | 7 | 7 | 7 | 6 |
| | 水産業 | 77 | 72 | 65 | 60 | 51 | 43 | 39 | 35 | 31 | 27 |
| | 第二次産業 | 638 | 662 | 616 | 631 | 659 | 603 | 495 | 429 | 412 | 388 |
| | 鉱 業 | 31 | 28 | 21 | 10 | 7 | 6 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| | 建設業 | 305 | 347 | 323 | 333 | 366 | 340 | 274 | 223 | 205 | 200 |
| | 製造業 | 302 | 287 | 272 | 288 | 286 | 257 | 218 | 204 | 205 | 186 |
| | 第三次産業 | 1,423 | 1,582 | 1,674 | 1,764 | 1,881 | 1,881 | 1,857 | 1,761 | 1,718 | 1,739 |

注1) 国勢調査による各産業別の人口（総数は分類不能を含む。）

注2) H27は新法における過疎地域の区分により算定

○ 資料4 連携地域別人口の推移

【単位：千人、％】

| 区分 | | 国勢調査人口 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | | S35 | S40 | S45 | S50 | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | R2 |
| 道央 広域 連携 地域 | 過疎 | 1,298 | 1,153 | 1,005 | 887 | 845 | 799 | 729 | 689 | 652 | 614 | 564 | 508 | 463 |
| | 増減 | — | △ 11.2 | △ 12.8 | △ 11.7 | △ 4.7 | △ 5.4 | △ 8.8 | △ 5.5 | △ 5.4 | △ 5.8 | △ 8.1 | △ 9.9 | △ 8.9 |
| | 地域 | 2,463 | 2,592 | 2,696 | 2,887 | 3,078 | 3,201 | 3,268 | 3,367 | 3,410 | 3,432 | 3,403 | 3,370 | 3,370 |
| | 増減 | — | 5.2 | 4.0 | 7.1 | 6.6 | 4.0 | 2.1 | 3.0 | 1.3 | 0.6 | △ 0.8 | △ 1.0 | 0.0 |
| | 過/地 | 52.7 | 44.5 | 37.3 | 30.7 | 27.5 | 25.0 | 22.3 | 20.5 | 19.1 | 17.9 | 16.6 | 15.1 | 13.7 |
| 道南 連携 地域 | 過疎 | 531 | 524 | 513 | 515 | 519 | 507 | 477 | 457 | 436 | 415 | 389 | 110 | 101 |
| | 増減 | — | △ 1.3 | △ 2.1 | 0.4 | 0.8 | △ 2.3 | △ 5.9 | △ 4.2 | △ 4.6 | △ 4.8 | △ 6.3 | △ 71.7 | △ 8.2 |
| | 地域 | 587 | 580 | 569 | 575 | 585 | 575 | 546 | 532 | 517 | 496 | 470 | 443 | 414 |
| | 増減 | — | △ 1.2 | △ 1.9 | 1.1 | 1.7 | △ 1.7 | △ 5.0 | △ 2.6 | △ 2.8 | △ 4.1 | △ 5.2 | △ 5.7 | △ 6.5 |
| | 過/地 | 90.5 | 90.3 | 90.2 | 89.6 | 88.7 | 88.2 | 87.4 | 85.9 | 84.3 | 83.7 | 82.8 | 24.8 | 24.4 |
| 道北 連携 地域 | 過疎 | 573 | 548 | 485 | 423 | 401 | 380 | 348 | 325 | 308 | 290 | 271 | 238 | 239 |
| | 増減 | — | △ 4.4 | △ 11.5 | △ 12.8 | △ 5.2 | △ 5.2 | △ 8.4 | △ 6.6 | △ 5.2 | △ 5.8 | △ 6.6 | △ 12.2 | 0.4 |
| | 地域 | 847 | 851 | 811 | 771 | 781 | 771 | 733 | 713 | 697 | 675 | 647 | 619 | 587 |
| | 増減 | — | 0.5 | △ 4.7 | △ 4.9 | 1.3 | △ 1.3 | △ 4.9 | △ 2.7 | △ 2.2 | △ 3.2 | △ 4.1 | △ 4.3 | △ 5.2 |
| | 過/地 | 67.7 | 64.4 | 59.8 | 54.9 | 51.3 | 49.3 | 47.5 | 45.6 | 44.2 | 43.0 | 41.9 | 38.4 | 40.7 |
| オホ ーツ ク 連携 地域 | 過疎 | 296 | 273 | 238 | 215 | 208 | 199 | 187 | 177 | 169 | 159 | 147 | 148 | 136 |
| | 増減 | — | △ 7.8 | △ 12.8 | △ 9.7 | △ 3.3 | △ 4.3 | △ 6.0 | △ 5.3 | △ 4.5 | △ 5.9 | △ 7.5 | 0.7 | △ 8.1 |
| | 地域 | 425 | 410 | 381 | 366 | 372 | 367 | 353 | 346 | 338 | 325 | 310 | 294 | 273 |
| | 増減 | — | △ 3.5 | △ 7.1 | △ 3.9 | 1.6 | △ 1.3 | △ 3.8 | △ 2.0 | △ 2.3 | △ 3.8 | △ 4.6 | △ 5.2 | △ 7.1 |
| | 過/地 | 69.6 | 66.6 | 62.5 | 58.7 | 55.9 | 54.2 | 53.0 | 51.2 | 50.0 | 48.9 | 47.4 | 50.3 | 49.8 |
| 十勝 連携 地域 | 過疎 | 171 | 163 | 143 | 128 | 121 | 116 | 105 | 98 | 93 | 87 | 81 | 76 | 71 |
| | 増減 | — | △ 4.7 | △ 12.3 | △ 10.5 | △ 5.5 | △ 4.1 | △ 9.5 | △ 6.7 | △ 5.1 | △ 6.5 | △ 6.9 | △ 6.2 | △ 6.6 |
| | 地域 | 345 | 352 | 344 | 342 | 354 | 362 | 356 | 357 | 358 | 354 | 348 | 343 | 333 |
| | 増減 | — | 2.0 | △ 2.3 | △ 0.6 | 3.5 | 2.3 | △ 1.7 | 0.3 | 0.3 | △ 1.1 | △ 1.7 | △ 1.4 | △ 2.9 |
| | 過/地 | 49.6 | 46.3 | 41.6 | 37.4 | 34.2 | 32.0 | 29.5 | 27.5 | 26.0 | 24.6 | 23.3 | 22.2 | 21.3 |
| 釧路 ・ 根室 連携 地域 | 過疎 | 328 | 346 | 340 | 350 | 353 | 347 | 328 | 315 | 301 | 284 | 268 | 254 | 252 |
| | 増減 | — | 5.5 | △ 1.7 | 2.9 | 0.9 | △ 1.7 | △ 5.5 | △ 4.0 | △ 4.4 | △ 5.6 | △ 5.6 | △ 5.2 | △ 0.8 |
| | 地域 | 372 | 387 | 383 | 397 | 406 | 403 | 388 | 377 | 363 | 346 | 328 | 313 | 295 |
| | 増減 | — | 4.0 | △ 1.0 | 3.7 | 2.3 | △ 0.7 | △ 3.7 | △ 2.8 | △ 3.7 | △ 4.7 | △ 5.2 | △ 4.6 | △ 5.8 |
| | 過/地 | 88.2 | 89.4 | 88.8 | 88.2 | 86.9 | 86.1 | 84.5 | 83.6 | 82.9 | 82.1 | 81.7 | 81.2 | 85.4 |

注1) 「過疎」は、連携地域内の過疎地域における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注2) 「地域」は、連携地域内における国勢調査による総人口及び各年齢階層別の人口を示す。

注3) 「増減」は、各年毎の5年間ににおける人口の増減率（％）を示す。

注4) 「過/地」は、連携地域内人口に対する連携地域内の過疎地域人口の割合（％）を示す。

○ 資料5 人口増減率（連携地域・過疎地域）

【単位：％】

| 区分 | | 人口増減率 | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | | S35～H27 | S40～R2 | S35～H12 | S40～H17 | S45～H22 | S50～H27 | S55～R2 | S45～H7 | S50～H12 | S55～H17 | S60～H22 | H2～H27 | H7～R2 |
| 道央 広域 | 過疎 | △ 60.9 | △ 59.8 | △ 49.8 | △ 46.7 | △ 43.9 | △ 42.7 | △ 45.2 | △ 31.4 | △ 26.5 | △ 27.3 | △ 29.4 | △ 30.3 | △ 32.8 |
| | 地域 | 36.8 | 30.0 | 38.4 | 32.4 | 26.2 | 16.7 | 9.5 | 24.9 | 18.1 | 11.5 | 6.3 | 3.1 | 0.1 |
| 道南 | 過疎 | △ 79.3 | △ 80.7 | △ 17.9 | △ 20.8 | △ 24.2 | △ 78.6 | △ 80.5 | △ 10.9 | △ 15.3 | △ 20.0 | △ 23.3 | △ 76.9 | △ 77.9 |
| | 地域 | △ 24.5 | △ 28.6 | △ 11.9 | △ 14.5 | △ 17.4 | △ 23.0 | △ 29.2 | △ 6.5 | △ 10.1 | △ 15.2 | △ 18.3 | △ 18.9 | △ 22.2 |
| 道北 | 過疎 | △ 58.5 | △ 56.4 | △ 46.2 | △ 47.1 | △ 44.1 | △ 43.7 | △ 40.4 | △ 33.0 | △ 27.2 | △ 27.7 | △ 28.7 | △ 31.6 | △ 26.5 |
| | 地域 | △ 26.9 | △ 31.0 | △ 17.7 | △ 20.7 | △ 20.2 | △ 19.7 | △ 24.8 | △ 12.1 | △ 9.6 | △ 13.6 | △ 16.1 | △ 15.6 | △ 17.7 |
| オホ ーツ ク | 過疎 | △ 50.0 | △ 50.2 | △ 42.9 | △ 41.8 | △ 38.2 | △ 31.2 | △ 34.6 | △ 25.6 | △ 21.4 | △ 23.6 | △ 26.1 | △ 20.9 | △ 23.2 |
| | 地域 | △ 30.8 | △ 33.4 | △ 20.5 | △ 20.7 | △ 18.6 | △ 19.7 | △ 26.6 | △ 9.2 | △ 7.7 | △ 12.6 | △ 15.5 | △ 16.7 | △ 21.1 |
| 十勝 | 過疎 | △ 55.6 | △ 56.4 | △ 45.6 | △ 46.6 | △ 43.4 | △ 40.6 | △ 41.3 | △ 31.5 | △ 27.3 | △ 28.1 | △ 30.2 | △ 27.6 | △ 27.6 |
| | 地域 | △ 0.6 | △ 5.4 | 3.8 | 0.6 | 1.2 | 0.3 | △ 5.9 | 3.8 | 4.7 | 0.0 | △ 3.9 | △ 3.7 | △ 6.7 |
| 釧路 ・ 根室 | 過疎 | △ 22.6 | △ 27.2 | △ 8.2 | △ 17.9 | △ 21.2 | △ 27.4 | △ 28.6 | △ 7.4 | △ 14.0 | △ 19.5 | △ 22.8 | △ 22.6 | △ 20.0 |
| | 地域 | △ 15.9 | △ 23.8 | △ 2.4 | △ 10.6 | △ 14.4 | △ 21.2 | △ 27.3 | △ 1.6 | △ 8.6 | △ 14.8 | △ 18.6 | △ 19.3 | △ 21.8 |

注) 「過疎」及び「地域」は、過疎地域又は連携地域における人口の増減率（％）を示す。

○ 過疎地域市町村一覧

令和4年4月1日現在

| 連携地域名 | | 連携地域名 | | 連携地域名 | | | | |
|------------------|--------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|-----------------------|-----------|------|
| 総合振興局・振興局名 | | 総合振興局・振興局名 | | 総合振興局・振興局名 | | | | |
| 市町村名 | | 市町村名 | | 市町村名 | | | | |
| 道央広域連携地域 (56) | 空知 【総合】 (22) | 道南連携地域 (16) | 渡島 【総合】 (9) | 夕張市 | オホーツク連携地域 (17) | オホーツク 【総合】 (17) | 北見市【一部】 | |
| | | | | 岩見沢市【一部】 | | | 紋別市 | |
| | | | | 美唄市 | | | 美幌町 | |
| | | | | 芦別市 | | | 津別町 | |
| | | | | 赤平市 | | | 斜里町 | |
| | | | | 三笠市 | | | 清里町 | |
| | | | | 砂川市 | | | 小清水町 | |
| | | | | 歌志内市 | | | 訓子府町 | |
| | | | | 深川市 | | | 置戸町 | |
| | | | 奈井江町 | 佐呂間町 | | | | |
| | | | 上砂川町 | 遠軽町 | | | | |
| | | | 由仁町 | 湧別町 | | | | |
| | | | 長沼町 | 滝上町 | | | | |
| | | | 栗山町 | 興部町 | | | | |
| | | | 月形町 | 西興部村 | | | | |
| | | | 浦臼町 | 雄武町 | | | | |
| | | 新十津川町 | 大空町 | | | | | |
| | | 妹背牛町 | 上士幌町 | | | | | |
| | | 秩父別町 | 鹿追町 | | | | | |
| | | 雨竜町 | 新得町 | | | | | |
| | | 北竜町 | 清水町 | | | | | |
| | | 沼田町 | 更別村 | | | | | |
| | 石狩 (2) | 石狩市【一部】 | 十勝 連携地域 (14) | 十勝 【総合】 (14) | 大樹町 | | | |
| | 新篠津村 | 広尾町 | | | | | | |
| | 小樽市 | 幕別町【一部】 | | | | | | |
| | 島牧村 | 池田町 | | | | | | |
| | 寿都町 | 豊頃町 | | | | | | |
| | 黒松内町 | 本別町 | | | | | | |
| | 蘭越町 | 足寄町 | | | | | | |
| | 二セコ町 | 陸別町 | | | | | | |
| | 真狩村 | 浦幌町 | | | | | | |
| | 留寿都村 | 釧路市【みなし】 | | | | | | |
| | 喜茂別町 | 厚岸町 | | | | | | |
| | 京極町【経過措置】 | 浜中町 | | | | | | |
| | 共和町 | 標茶町 | | | | | | |
| | 岩内町 | 弟子屈町 | | | | | | |
| | 後志 【総合】 (17) | 神恵内村 | 釧路・根室 連携地域 (11) | 釧路 【総合】 (7) | 鶴居村 | | | |
| | | 積丹町 | | | 白糠町 | | | |
| | | 古平町 | | | 根室市 | | | |
| | | 仁木町 | | | 別海町 | | | |
| | | 余市町 | | | 標津町 | | | |
| | | 赤井川村 | | | 羅臼町 | | | |
| | | 伊達市【一部】 | | | 合計 | 152団体 | | |
| | | 胆振 【総合】 (8) | | | 豊浦町 | 宗谷 【総合】 (10) | 根室 (4) | 稚内市 |
| | | | | | 壮瞥町 | | | 幌延町 |
| | | | | | 白老町 | | | 猿払村 |
| | | | | | 厚真町 | | | 浜頓別町 |
| | | | 洞爺湖町 | 中頓別町 | | | | |
| | | | 安平町 | 枝幸町 | | | | |
| | | | むかわ町 | 豊富町 | | | | |
| | | | 日高 (7) | 日高町 | 礼文町 | | | |
| | | 平取町 | 利尻町 | | | | | |
| | | 新冠町 | 利尻富士町 | | | | | |
| | 浦河町 | | | | | | | |
| | 様似町 | | | | | | | |
| | えりも町 | | | | | | | |
| 新ひだか町 | | | | | | | | |

※総合振興局・振興局名欄の【総合】は総合振興局
 ※市町村名欄の【みなし】は過疎地域とみなす区域を有する市
 ※市町村名欄の【一部】は市町村の一部において過疎地域とみなす区域を有する市町
 ※連携地域名の()内は過疎市町村数(経過措置団体は含まない。)